

令和2年第3回

太子町議会定例会会議録

開会 令和2年9月1日

閉会 令和2年9月25日

太子町議会

令和2年 第3回太子町議会定例会会議録目次

第1日（9月1日）

開会宣告	9
会議録署名議員の指名	9
会期決定の件	9
報告第8号 平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	10
認定第1号 平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	11
認定第2号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	11
認定第3号 平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	11
認定第4号 平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	11
認定第5号 平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	11
認定第6号 平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	11
認定第7号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	11
議案第29号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件（町長提出議案）	13
議案第30号 南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件（町長提出議案）	13
議案第31号 太子町税条例等中改正の件（町長提出議案）	13
議案第32号 太子町手数料徴収条例中改正の件（町長提出議案）	13
議案第33号 太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件（町長提出議案）	13

議案第34号	太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件 (町長提出議案)	13
議案第35号	太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件 (町長提出議案)	13
議案第36号	太子町国民健康保険条例中改正の件 (町長提出議案)	13
議案第37号	太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件 (町長提出議 案)	13
議案第38号	太子町介護保険条例中改正の件 (町長提出議案)	13
議案第39号	令和2年度太子町一般会計補正予算 (第5号) (町長提出議 案)	18
議案第40号	令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) (町長提出議案)	18
議案第41号	令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算 (第1号) (町 長提出議案)	18
議案第42号	太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求 める件 (町長提出議案)	19
請願第3号	太子町議会議員定数の削減を求める請願 (議員提出議案)	20
諸般の報告	(監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会) ...	25
散 会	29

第2日 (9月23日)

開 議	33
一般質問	33
議案第43号	令和2年度太子町一般会計補正予算 (第6号) (町長提出議 案)	64
散 会	65

第3日 (9月25日)

開 議	70
認定第1号	平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について (決算	

	常任委員長報告) ……………	70
認定第2号	平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
認定第3号	平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	70
認定第4号	平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	70
認定第5号	平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	70
認定第6号	平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
認定第7号	平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
議案第29号	太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……	70
議案第30号	南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	70
議案第31号	太子町税条例等中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……	70
議案第32号	太子町手数料徴収条例中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	70
議案第33号	太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
議案第34号	太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
議案第35号	太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
議案第36号	太子町国民健康保険条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
議案第37号	太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件(福祉文教常	

	任委員長報告) ……………	70
議案第38号	太子町介護保険条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告) ……	70
議案第39号	令和2年度太子町一般会計補正予算(第5号)(予算常任委員長報告) ……………	70
議案第40号	令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
議案第41号	令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)(福祉文教常任委員長報告) ……………	70
議案第43号	令和2年度太子町一般会計補正予算(第6号)(予算常任委員長報告) ……………	70
議員提出議案第3号	太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件……………	93
意見書案第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書……………	102
意見書案第2号	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書……………	104
閉会中の継続審査の申出について(議会運営委員長・広報特別委員長・生涯学習施設建設調査特別委員長) ……………		106
閉会……………		106

【第 1 日】

令和2年 第3回太子町議会定例会会議録

令和2年9月1日(火) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

1番	羽山茂男君	7番	村井浩二君
2番	中村直幸君	8番	山田強君
3番	辻本馨君	9番	寺町幸雄君
4番	斧田秀明君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	吉田雅樹君
副町長	藤原幹君	危機管理課長	村上正規君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
総務部長	小角孝彦君	地域整備課長	堀内孝茂君
まちづくり推進部長	村上正規君	生活環境課長	辻本知也君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	福祉課長	松岡健一君
秘書課長	東條信也君	高齢介護課長	武部勝浩君
総務政策課長	奥埜哲生君	健康増進課長	松井靖君
財政課長	小角孝彦君	保険医療課長	子安逸二君
会計管理者 兼会計課長	林達也君	教育総務課長	池田貴則君
税務課長	林達也君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	木下雄平
------	------	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第8号 平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 日程第4 認定第1号 平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について
(町長提出議案)
- 日程第5 認定第2号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第6 認定第3号 平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第7 認定第4号 平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第8 認定第5号 平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第9 認定第6号 平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第10 認定第7号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第11 議案第29号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件 (町長提出議案)
- 日程第12 議案第30号 南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件 (町長提出議案)
- 日程第13 議案第31号 太子町税条例等中改正の件 (町長提出議案)
- 日程第14 議案第32号 太子町手数料徴収条例中改正の件 (町長提出議案)
- 日程第15 議案第33号 太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件 (町長提出議案)
- 日程第16 議案第34号 太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件 (町長提出議案)

- 日程第17 議案第35号 太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第18 議案第36号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第19 議案第37号 太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第20 議案第38号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第21 議案第39号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）（町長提出議案）
- 日程第22 議案第40号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第23 議案第41号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第24 議案第42号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第25 請願第3号 太子町議会議員定数の削減を求める請願
- 日程第26 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会）

○議長（森田忠彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今般、発生しております新型コロナウイルスの感染症におきましては、本町においても7月の臨時会のときよりも感染者が増加しており、一人ひとりの感染拡大防止へのさらなる取組が求められている状況であります。感染されました方に対しましては、一刻も早い回復をご祈念申し上げます。また、全国でお亡くなりになられた方々へのご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご挨拶申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、理事者側の出席を必要最小限の人数とすることのほか、議員、職員及び傍聴者においては、マスクの着用を必須としていることとしておりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 本日、ここに議員各位のご参集の下、令和2年第3回太子町議会定例会が開催されることとなりました。議員の皆様には何かとお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より議員の皆様をはじめ、町民の方々には、町政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今また新型コロナウイルスの感染拡大が日本国内を含め全世界で猛威を振るう中、経済活動などが再開され、感染症拡大に予断を許さない状況が続いております。

太子町におきましても、感染者が複数確認されました。今後、いわゆるウイズコロナを前提とした新しい生活様式に移行していく必要がある中、様々な支援策を実施しながら、住民の皆様のご生活を守り、そして共に感染症に立ち向かっていきたいと考えております。

また、昨年に続き本年においても、全国で記録的な集中豪雨などによる被害が多数発生しているところでありますが、本町においては、今日までのところ大きな被害が発生するような状況は見られておりません。しかしながら、新型感染症の対策も含め、住民皆様の安全、安心を確保することは最優先の課題と考えておりますので、皆様におかれましては、ご協力、ご支援をよろしくをお願いいたします。

では、今議会に提出いたします案件についてでございますが、報告としまして、平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の1件、決算認定とし

まして、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてほか6件、条例案としまして、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件ほか9件、予算案としまして、令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）ほか2件、また人事案としまして、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の1件、以上合わせまして22件のご審議をお願いいたします。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、平成31年度一般会計決算の状況でございますが、歳入では、町税や地方交付税に加え、繰越金や国・府支出金などが増額となったことから、全体として対前年度比11.5%の増加となりました。

一方、歳出では、人件費や扶助費などの義務的経費や物件費及び中学校大規模改修事業や国指定史跡二子塚古墳保存整備事業などの投資的経費の増額により、全体としては対前年度比11.2%の増加となりました。

なお、実質収支については、引き続き黒字決算となりましたが、財源補填として、財政調整基金から大幅な取崩しを行っており、実質単年度収支は赤字となっております。

また、経常収支比率につきましても前年度から6.9ポイント増加し、103.7%となるなど、財政構造の硬直化がさらに進む結果となったところでございます。

以上のことから、厳しい財政状況を前提として、太子町が実施する全ての事業を定期的に検証する事業評価制度により、役割を終えた事業や効果の薄い事業などを廃止、縮小するなど、次世代へ負担を先送りすることなく、限られた財源を有効活用することにより、持続可能で安定した町政運営の確立に努めてまいりますので、議員の皆様のさらなるご協力、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配布しております平成31年度主要施策決算報告により、第5次総合計画における柱に沿ってご報告申し上げます。

まず初めに、心健やかで、元気に暮らせるまちづくりについてでございます。

少子高齢化が進展する中、子ども、高齢者、障がい者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの構築を見据え、社会福祉協議会とさらなる地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結し、個人や世帯が抱える複合的な課題などへの包括的な支援システムの構築を推し進めました。

今後の超高齢化社会における施策展開の一環として、敬老祝い金の見直し及び町主催

の敬老会を老人クラブの活性化促進を含めた、地域での集いの場へ移行しました。また、高齢者をはじめとする住民の活動の場であるグラウンドゴルフ等多目的交流広場に日よけシェルターの設置を行いました。

次に、子どもを安心して産み育てることができる取組として、妊娠、出産期から切れ目のない支援を行い、地域ぐるみで子どもを見守り、育てていく環境を整備するため、第2次太子町子ども子育て支援事業計画を策定するとともに、国の幼児教育無償化に併せて、町の取組として副食費に対する助成を開始いたしました。また、多胎児の出産を安心して迎えられる環境を整えるとともに、経済的負担の軽減を図るため、多胎児妊婦の健康診査費用に対する助成制度の拡充を行いました。

さらに、住民が主体となって健康増進、食育推進の活動を進める実効性のある計画である第3次健康太子21が令和2年度に計画期限を迎えることから、新たな第4次健康太子21の策定に向けた取組や障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点コーディネーターの共同配置を行いました。

次に、支え合い、安心して暮らせるまちづくりについてでございます。

近年、全国で多発している豪雨や地震などによる自然災害に備えるため、普通河川太井川の下流部における未改修部分の護岸改修を引き続き行いました。また、耐震力不足の建築物の除去、土砂災害特別警戒区域内等の建築物の移転及び補強に対する新たな助成制度の創設及び市街地の水防ため池について、ハザードマップの作成を行いました。

また、消火活動とともに自然災害発生時において、よりその重要性を増している消防団活動の強化を図るため、消防団員の装備品等の充実を図りました。

インフラの維持管理としまして、長寿命化計画に基づく町道山田春日線の改修、塚の前公園の遊具更新や橋梁長寿命化計画の策定、また下水道事業における管渠など、既存施設を計画的かつ効率的に維持管理していくため、ストックマネジメント計画の策定を行いました。

平成30年度に埋立てを行いました春日にぎり池の整備については、東屋やベンチの設置、植栽など修景整備を行っております。

次に、暮らしの利便性に関しまして、平成30年度に策定しました地域公共交通網形成計画に基づき、地域公共交通会議において地域公共交通運行計画が策定され、役場を中心としたゾーン別の定額運賃によるコミュニティーバスの運賃体系の構築をはじめ、ダイヤの作成やバス停の設置並びに高齢者や太子福祉センター利用者が公共交通を利用

しやすくするための各種助成制度の創設などの準備を進め、本年6月に実証運行を開始するに至っております。

また、併せて公共交通の利用が困難な人のための生活支援・移動支援相談窓口の設置や地域支え合い型移動サービス、サロン送迎についても併せて取り組んでまいりました。引き続き、より多くの方に利用される、地域に即した持続可能な地域公共交通の実現を目指してまいります。

続いて、活力と魅力にあふれる個性豊かなまちづくりについてでございます。

観光まちづくりの推進において、本町のシンボルである聖徳太子の没後1400年となる令和3年をターゲットイヤーとして、聖徳太子没後1400年記念実行委員会を中心に、住民をはじめ、観光・まちづくり協会など、地域の多様な主体との連携、協働を図りながら推進するとともに、空き家などを活用した飲食店舗誘致のための助成制度を創設するなど、積極的な取組を進めました。

ふるさと納税については、地域資源の有効活用とともに、本町の知名度アップ並びに地域の活性化を目的として、新たな返礼品を開発するため、町内事業者の勧誘を積極的に行うなど、返礼品の選択肢を増やしておりますが、昨年6月の指定制度に伴う、返礼品が地域地場産品であるかの確認、精査による影響が大きく、寄附額は減少しております。

また、消費税、地方消費税率引上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、太子町プレミアム付商品券事業を行いました。

次に、豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくりについてでございます。

住民の誰もが、性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分に捉われない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和の実現を目指して、誰もが互いに尊重し合い参画する和のまちたいしを基本理念として第2次太子町男女共同参画推進計画を策定しました。

生涯学習施設の整備については、議会特別委員会において様々な議論を重ねていただき、現在のまちづくり観光交流センターの敷地を建設予定地とし、準備を進めてまいりました。

学校教育では、学校教育施設の老朽化対策を継続的、計画的に進め、町立中学校の受水槽や校舎屋上防水などの大規模改修を行うとともに、町立磯長、山田両小学校と中学

校のトイレ洋式化などに向けた実施設計を行いました。

また、給食センターでは、衛生環境のより一層の向上を図るため、調理室及び洗浄室の天井部分並びに空調電気設備等の機能改善を目的とした改修を行うとともに、センター開設当初から使用している排水処理施設を更新するための実施設計を行いました。

生涯学習の推進については、町立総合スポーツ公園の老朽化対策として、総合体育館の空調設備やトイレのバリアフリー化などの改修を実施したほか、スポーツ公園屋外トイレ改修のための実施設計を行いました。

また、太子町が東京2020オリンピックの聖火リレー通過市町村に選定されたことから、ルート設定や警備などの運営計画の策定やサポートランナーの選出など、実施に向けて準備を進めてまいりました。

文化財保護では、国指定史跡二子塚古墳について、より適切に保存管理し、地域振興、観光振興の拠点として活用を図るための整備に向け、新たに確認された史跡地及び周辺整備に必要な用地の購入などを行いました。

最後に、みんなで歩む協働のまちづくりについてでございます。

働き方改革の一環として、職員の健康保持及び福祉の推進並びにワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、長時間労働を抑制することを目的に、これまで制限のなかった時間外勤務命令に対して、上限規制を導入しました。

また、効率的、効果的な行政運営の一環として、下水道事業において、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、効率的で機動的な事業運営を行い、安定したサービスを提供するため、令和2年度からの地方公営企業法適用に向けた作業を進めました。

以上、31年度の主要な施策についてご報告させていただきました。

令和2年度は、新型のウイルス感染症対策のため、住民をはじめ、多くの方が楽しみにしていた太子聖燈会や灯路祭りなど、様々なイベントは中止されましたが、折しも、来年、令和3年は聖徳太子没後1400年の節目を迎える年であります。これを機に、改めて対象の活性化に向けた取組を展開してまいります。

また、これまで以上に地域の多様な主体との連携、協働を図りながら、現在、後期基本計画の策定作業を行っております、第5次総合計画におけるまちづくりの基本理念である人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまちたいしの実現に向け、そして、6月議会での所信表明で申し上げました施策についての取組をしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、改めてご支援、ご協力を賜りますよう、

よろしくお願いを申し上げます。

最後となりますが、議員の皆様には、本定例会に提案しております議案につきまして、何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決並びにご認定、またご同意賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和2年第3回太子町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、羽山議員、2番、中村議員を指名いたします。

○議長(森田忠彦君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会については、8月26日に開催されました議会運営委員会において、検討いただきました結果、会期は本日9月1日から25日までの25日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森田忠彦君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月25日までの25日間で決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、お手元に配布をしておりますとおり、本日は、提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきますと思います。

ただし、日程第3、報告第8号の報告を行っていただき、日程第24、議案第42号及び日程第25、請願第3号は、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、2日、3日に決算常任委員会を、9日に総務まちづくり常任委員会を、10日に福祉文教常任委員会を、15日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、16、17、24日の予備日を当て

ていただきたいと思ひます。また、追加議案等がありましたら、18日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

23日の一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りにつきましては、8日の午後5時とさせていただきます。

25日に最終本会議を開催させていただきますして、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告でございますが、本日は監査の報告、南河内環境事業組合の報告、大阪広域水道企業団議会の報告の3件を行っていただく予定をしております。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望書等につきましては、幹事長会にて、その取扱いを決めていただき、措置したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第3、報告第8号、平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 報告第8号、平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成31年度決算に基づく健全化判断比率を、また同法第22条第1項の規定により、資金不足比率をそれぞれご報告させていただくものでございます。

まず、一般会計を対象とした実質赤字比率並びに財産区特別会計を除く、全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様、各会計の収支において赤字が発生していないことから、横バー表示とさせていただきます。

次に、実質公債費比率につきましては、公債費は減少したものの、過去3年間の平均を用いて算出するため、前年度より0.1ポイント増加の7.1%となっております。

将来負担比率につきましては、財政調整基金の取崩しなどの影響により、前年度より10.9ポイント増加しましたが、マイナス49.9%となることから、指標値が算定さ

れないため、横バー表記とさせていただきます。

次に、資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計において資金不足が発生していないことから、横バー表示とさせていただきます。

参考といたしまして、それぞれの指標値の下に括弧書きにて本町に適用される基準値を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、本報告につきましては、次頁に意見書として監査委員の意見を付しておりますので、併せてご参照願います。

以上、平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

以上で、報告第8号、平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件を終わります。

○議長（森田忠彦君） 日程第4、日程、認定第1号から日程第10、認定第7号まで、これら7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（林 達也君） 認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件の決算認定について、提案理由を申し上げます。

平成31年度の一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、地方自治法第23条第2項の規定に基づき、去る7月27日に本町監査委員の審査を受け、お手元にございます決算審査意見書のとおり、適正である旨の審査結果をいただいております、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

なお、平成31年度歳入歳出決算書に掲載をいたしております各会計の実質収支に関する調書により、決算の結果のみの説明とさせていただきます、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

まず最初に、認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。決算書の18頁をお開きください。

歳入総額は52億4千994万9千652円、歳出総額は52億246万8千882円、歳入歳出差引額は4千748万770円となりますが、このうち翌年度に繰り越すべき財源として1千952万9千200円を差し引いた実質収支額は2千795万5千70円となり、この全部が令和2年度へ繰越しとなります。

次に、認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。210頁のほうをお願いいたします。

歳入総額は14億8千226万3千157円、歳出総額は14億6千928万3千405円、歳入歳出差引額1千297万9千752円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の1千297万9千752円となり、全額を令和2年度へ繰越しとなります。

次に、認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。248頁をお願いいたします。

歳入総額は1千256万2千966円、歳出総額は1千234万7千712円、歳入歳出差引額21万5千254円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は同額の21万5千254円となり、全額を令和2年度へ繰越しとなります。

次に、認定第4号、平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。268頁のほうをお願いいたします。

歳入総額は87万4千659円、歳出総額は66万7千14円、歳入歳出差引額20万7千645円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の20万7千645円となり、全額を令和2年度へ繰越しとなります。

次に、認定第5号、平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。288頁をお願いいたします。

歳入総額は4億2千444万470円、歳出総額は3億9千726万2千871円、歳入歳出差引額2千717万7千599円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の2千717万7千599円となります。

なお、下水道事業の会計につきましては、令和2年4月から公営企業会計へ移行したことにより、平成31年度決算は令和2年3月末時点での打切り決算となっており、実質収支額全額を企業会計へ引き継いでおります。

次に、認定第6号、平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。312頁をお願いいたします。

歳入総額は12億1千495万7千895円、歳出総額は12億80万4千842円、歳入歳出差引額1千415万3千53円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の1千415万3千53円となり、全額を令和2年度へ繰越しとなります。

次に、認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。350頁をお願いいたします。

歳入総額は2億158万5千209円、歳出総額は1億9千540万8千76円、歳入歳出差引額618万3千333円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の618万3千333円となり、全額を令和2年度へ繰越しとなります。

以上、簡単ではございますが、認定第1号から第7号までの7件についての提案理由のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については決算常任委員会に、認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての3件は福祉文教常任委員会に、認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号、平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての3件は総務まちづくり常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第11、議案第29号から日程第20、議案第38号まで、これら10件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布されました。その改正内容は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することに合わせ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として、供託金を導入することを目的としています。改正法に条例により選挙公営の対象とする旨の規定を定めることがうたわれていることから、本条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、町議会議員選挙及び町長選挙におきまして、候補者と契約業者等との間で交わされた選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙用ビラの作成の各有償契約について、条例で定められました限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者等に直接その費用を支払うことを規定するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号、太子町税条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策による地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日及び4月30日に公布され、このうち施行期日が本年4月1日及び4月30日とされているものを除く改正につきまして、本条例に関連する一部改正を行うとともに、文言の整理を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、未婚のひとり親に対する税制上の措置がなされ、未婚のひとり親に非課税措置及び所得控除が適用されること、長期譲渡所得の特別控除の新設や新型コロナ緊急経済対策として、寄附金控除、住宅借入金特別控除の特例が拡大されることなどによる改正を行うものでございます。

そのほか、地方税法等の改正に則した文言の整理を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号、太子町手数料徴収条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和元年5月31日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、本年5月25日をもって、マイナンバー個人番号通知カードが廃止されることに伴い、個人番号通知カードの再交付がなくなるため、本条例中の関係部分を削除するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 次に、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

議案第30号、南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画について、先般、本町の都市計画審議会においてご審議いただいた結果を受け、計画決定したことから、条例を制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、この区域内において行われる予定の商業施設の開発に当たり、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物に関する制限事項等の規定を定めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本改正は、本町の子ども医療費助成事業の対象となる年齢を拡大するほか、これまで対象となっていなかった精神病床への入院に係る医療費を新たに助成対象とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、子育て世代の負担軽減を図ることを目的として、対象者を15歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者として、中学校卒業までとしていたものを、18歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者として、高校卒業までの年齢を対象とするものでございます。

また、平成30年4月に行われた大阪府福祉医療費助成制度の再構築において、継続検討課題とされていた精神病床入院に係る医療費について、令和3年4月より大阪府福

社医療費助成制度の対象とされることとなったことから、子ども医療費助成制度の対象者の精神病床への入院についても、新たに助成制度の対象とするものでございます。

続きまして、議案第34号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本改正は、本町のひとり親家庭医療費助成事業において、これまで対象となっていなかった精神病床への入院に係る医療費を新たに助成対象とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、平成30年4月に行われた大阪府福祉医療費助成制度の再構築において、継続検討課題とされていた精神病床入院に係る医療費について、令和3年4月より大阪府福祉医療費助成制度の対象とされることとなったことから、ひとり親家庭医療費助成制度の対象者の精神病床への入院についても新たに助成制度の対象とするものでございます。

続きまして、議案第35号、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本町の重度障がい者医療費助成事業において、これまで対象となっていなかった精神病床への入院に係る医療費を新たに助成対象とするほか、平成30年4月の大阪府福祉医療費助成制度の再構築の際に導入された住所地特例制度を国民健康保険制度の住所地特例制度に合わせることとなったことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、平成30年4月に行われた大阪府福祉医療費助成制度の再構築において、継続検討課題とされていた精神病床入院に係る医療費について、令和3年4月より大阪府福祉医療費助成制度の対象とされることとなったことから、重度障がい者医療費助成制度の対象者の精神病床への入院についても新たに助成制度の対象とするものでございます。

また、住所地特例の見直しにつきましては、対象施設を国民健康保険法に準拠するものに改めるとともに、2以上の施設等に継続入所した場合、最初の施設入所前の住所地の市町村を助成事業の実施主体とするための改正を行うものでございます。

続きまして、議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件及び議案第37号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件並びに議案第38号、太子町介護保険条例中改正の件の3議案につきましては、提案理由及び改正内容が同じであることから、

一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和2年度税制改正による地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、延滞金等の算定に係る特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたことに伴い、太子町国民健康保険条例及び太子町後期高齢者医療に関する条例、太子町介護保険条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

改正の内容でございますが、各条例の附則中、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改める用語の整理を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件、議案第30号、南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件、議案第31号、太子町税条例等中改正の件及び議案第32号、太子町手数料徴収条例中改正の件の4件は、総務まちづくり常任委員会にそれぞれ付託いたします。

議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件、議案第34号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件、議案第35号、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件、議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件、議案第37号、太子町後期高齢者医療に関する条例改正の件、議案第38号、太子町介護保険条例中改正の件の6件は、福祉文教常任委員会にそれぞれ付託いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

日程第 2 1、議案第 3 9 号から日程第 2 3、議案第 4 1 号まで、これら 3 件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第 3 9 号、令和 2 年度太子町一般会計補正予算（第 5 号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ 7 千 1 0 5 万 1 千円を追加し、総額を 6 8 億 8 千 4 7 7 万 5 千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、子ども医療費助成対象者の拡充、農業者への支援事業や新型コロナウイルス感染症対策に係る経費のほか、老朽化対策として学校給食センターの改修に要する経費などについて予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、地方交付税の増額や町債に対する予算措置などのほか、歳出増額に伴う財源として国庫支出金、府支出金などで予算措置をし、そのほか財政調整費の繰入金にて財源を調整しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第 4 0 号、令和 2 年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ 1 千 4 2 4 万 3 千円を追加し、総額を 1 4 億 5 千 9 0 4 万 9 千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、令和 2 年度の税制改正において、延滞金利率の一部が変更され、本町の滞納管理システムに改修が必要となったことから、電算機器・プログラム変更委託料を計上したほか、平成 3 1 年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金及び財政調整基金積立金を増額いたしております。

歳入につきましては、システム改修費の財源として一般会計繰入金を増額するとともに、平成 3 1 年度の決算剰余金の確定による繰越金の増額を行っております。

続きまして、議案第 4 1 号、令和 2 年度太子町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1千690万7千円を追加し、総額を13億4千902万5千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、地域支援事業における平成31年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金及び介護給付費準備基金積立金の増額を行っております。

歳入につきましては、介護給付費負担金における平成31年度の国庫支出金等の精算に伴う追加交付及び前年度繰越金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第39号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第40号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第41号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第24、議案第42号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第42号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

現在、本町の固定資産評価審査委員会委員の澤田文男氏におかれましては、本年9月28日をもって任期が満了いたします。つきましては、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会付託を省略いたします。

これより本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第42号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第25、請願第3号、太子町議会議員定数の削減を求める請願、これを議題といたします。

本件について、請願の紹介議員に説明を求めます。

建石議員。

○10番（建石良明君） 今回、太子町太子の区長会会長、金谷和美氏をはじめとして、太子町の全区長並びに多数の町会長及び住民の皆様から提出されました請願についてご紹介いたします。

なお、この太子町議会議員定数削減の請願の趣旨説明の朗読をもって説明と代えさせ

ていただきます。

太子町議会議員の定数は、平成24年に現在の11名に改正されて以来8年が過ぎようとしています。この間、太子町の人口は1万4千228人（平成24年10月末現在）から1万3千261人（本年5月末）と1千人余り減少しております。議員定数は必ずしも人口比ということではありませんが、人口が減少している折、議会の行政改革ということから、また新型コロナウイルス対策や生涯学習施設整備事業などで多くの財源が必要とされていることから、さらには本年6月に隣の河南町では太子町よりも人口が多いにもかかわらず、太子町よりも1人少ない議員定数に改正されたことから、太子町議会においても議員定数の削減を求めるものであります。

以上です。

○議長（森田忠彦君） ただいま、趣旨の説明がありました。

お諮りいたします。

請願第3号は、会議規則92条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 質問させていただきます。

8月8日に太子町議会議員定数の削減に伴う陳情書の提出について、お願いという文書がある区長の名前で提出されております。その内容は太子町議会議長、森田忠彦様より太子町議会議員定数削減について、陳情書の提出の依頼がありましたと書かれております。これに対して、森田議長はそのような依頼をしていないということです。ということで、請願の紹介議員として、この文書の存在をご存じだったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森田忠彦君） 紹介議員、建石議員。

○10番（建石良明君） ただいま、阪口議員からのご質問なんですけれども、まず断っておきたいのですが、請願書においては、何ら不備がないと思います。また、過程にお

いて署名の依頼文書が配布されたということは存じております。本来であれば、この場で答弁することはないんですけれども、地域の方々の名誉のために、一応、弁明をさせていただきます。

これ、非常に申し訳ないんですけど、ある地域において署名依頼の書面が、口頭と一緒に依頼文書が出されました。私も連絡を受けまして、悪いんですけれども、いろいろ調べさせていただきました。確かに、文章には森田忠彦様より云々とありますが、明らかに説明はよりではなしに、森田忠彦様に対しての間違いであったということで連絡を受けました。そして、責任の方は、各町会長さんに対してもう一度確認の連絡をされました。署名をされた方々は何ら辞退とかいうことはなしにそのまま了承されております。

また、この件に関しましては、その方より森田議長に了解を求め、さらに区長会会長の金谷様よりも森田議長に了解を求め、議長はそれに対して了承をされたという報告を受けております。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 紹介議員の方からそのようにお答えしていただきましたが、なお、ある町会の役員さんは議長がお願いしていると書いてあったから署名したと申しておられます。私は、請願は大切であり、尊重すべきことだと思っています。しかし、議長が言ってもいないことを議長の名を使って署名を集めることは、請願の根幹に関わる大問題で、請願の中身について議論する以前に問題があると思います。

真相を明らかにするためにも、請願趣旨についての意見聴取など、請願した人の代表を呼んで行うことも制度上可能なのですから、今後は請願者の方に質問させていただきたいと思います。今後、議会改革協議会の場で考えていければと思っています。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 請願第3号、太子町議会議員定数の削減を求める請願に対して、反対の立場で討論を行います。

国や地方の議会、行政機関などに対し、法律、条例の制定、改正、廃止、公務員の罷

免、行政制度の改善などについて、文書で要望を提出する権利を請願権といい、憲法16条が保障する請願権は選挙権と並び、国民が直接、国や地方の諸機関に要求を提出でき、国民の声を政治に生かす上で重要な権利です。国籍や年齢による制限はなく、1人でもできます。請願書の提出を受けた官公庁は、これを受理し、誠実に処理するよう請願法で義務づけられています。

日本共産党はかねてから要望もしていましたが、改めて、7月7日の議会改革協議会で、請願、陳情、要望書の扱い方法や請願に対して議場で請願者が趣旨説明を行い、質疑に答える形を取ってもいいのではないかなど、提案させてもらいました。請願趣旨についての意見聴取など、請願した人の代表を呼んで行うことも制度上可能なのですから、しっかり審議して、各議員の意見、態度を議事録に明記すべきです。憲法を遵守することを求められている議員として、住民福祉の向上のためになるのかならないのか、請願内容を十分に吟味し、採択するか否かを決断すべきだと考えます。

このように日本共産党は、住民の方からの陳情、請願に対しては、憲法に規定されているように、請願権を国民の基本的権利の1つとして保障していることから、その大切さを十分認識していますが、このたびの請願第3号には、そもそも議長の名を使って集められた請願ではないかと疑問を感じていますし、問題点もあることから反対させていただきます。

趣旨には議会の行政改革とありますが、議会は行政ではありません。行政をチェックする機関です。行政の無駄を指摘し、行政に間違いがあれば、それを指摘する機関です。

新型コロナウイルス対策や生涯学習施設整備事業などで多くの財源が必要とされているとありますが、議会としてもこの間、国の交付金や補助金の活用を提案し、担当課などとも協議を重ねてきました。財源の効果的活用こそ、議会議員の責務ではないでしょうか。また、新型コロナ対策の問題点は、保健所や医療機関等の人員削減が感染拡大を防ぐことを困難にしています。災害対策も新型コロナ対策も人の力こそ必要とされています。

また、河南町の議員定数の削減が趣旨の1つとされていますが、河南町では、この間、何度も議員定数削減が議論され、今回、6月議会で賛成多数で定数削減が決まりました。議員必携17頁、(3)定数変更、議員の定数は、町村議会の根幹に触れる重要事項であるから、その変更は議会制民主主義と民意反映の上から、特に慎重を期すべきものであり、どうしても変更しなければならない場合は議員提案によるべきであると書かれて

いる手順を踏んでの定数削減です。

太子町でも過去3度、議員定数が削減されてきましたが、議論を重ね、一定の手順を踏んでいました。折しも今日、立候補予定者説明会が行われます。議員定数は住民が議員に立候補する際に考慮する重要な条件です。町村議会議長会の報告では、2年前、遅くとも1年前に周知すべきであるとされています。太子町議会改革協議会では7月7日に議論されましたが、今後も継続して検討していくということになっています。議員定数の課題は、議会改革協議会で十分協議し、住民の皆さんに周知の上、進めるものであることを指摘し、反対の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

寺町議員。

○9番（寺町幸雄君） 請願第3号、太子町議会議員定数の削減を求める請願につきまして、賛成の立場で討論を行います。

日本国憲法は、請願権を国民の基本的権利の1つであると保障いたしております。今回の請願の内容は急を要するものであるため、委員会付託を省略して、本会議で審議されるものでございます。

今回提出された請願は、太子町区長、区長会会長、金谷和美氏をはじめ、町内全区長、多数の町会長、町民から提出されたものであります。趣旨に明記されているとおり、太子町の人口減少問題、また新型コロナウイルス対策や生涯学習施設整備事業等に多額の財源が必要となります。この際、議会の行政改革をお願いするものでございます。

また、河南町におきましても、2名の議員削減が議員提案により議決されました。このような多くの住民の皆様の声を私たち議員は真摯に受け止めなければなりません。よって、太子町議会議員定数の削減を求める請願を採択することに賛成をいたします。

先ほど阪口議員より、文書の件でいろいろと異論を申されました。しかしながら、各案件に関しましては、森田議長にも報告をし、了承いただいているということをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

採決を行い、採択、不採択をお諮りいたします。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○2番（中村直幸君） 8月8日付の文書について、別紙とともにその資料を弁護士に照会をしたところでございます。その答えとして、この請願は詐欺による有印公文書偽造だと決めつけられました。ただ、請願が今、採択されようとしています、まだ採択されておりません。今は未遂の状態です。しかし、この請願が採択された時点で詐欺による偽造が成立します。告訴の対象に入ります。こういったことが行われるということは、議会の権威を著しく失墜させるものであります。今後の議会制民主主義の根幹を揺るがすことにつながると思います。それだけに誰でもできる請願、ゆえに本当に大切な重い請願であります。それを詐欺まがいを出してくる、こんな卑劣なことはございません。

このような不備がある請願は、審議の対象にならない案件であると言わざるを得ません。よって、私はこの請願自体が採択に値しないと考えております。採択の際は退席をさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 棄権の申出がありました。棄権する議員の退席を求めます。

〔2番 中村直幸君 退場〕

○議長（森田忠彦君） 請願3号につきましては、形式要件が整っていることから、8月17日付で受理いたしましたものであります。

1名の棄権議員がりましたが、地方自治法第113条の定足数を満たしておりますので、採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立7名、反対2名。賛成多数でございます。よって、請願第3号、太子町議会議員定数の削減を求める請願は採択されました。

〔2番 中村直幸君 入場〕

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

日程第26、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておりますの

で、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

村井議員。

○7番（村井浩二君） 令和2年第2回南河内環境事業組合議会定例会が8月11日に開催されました。つきましては、その内容の報告を申し上げます。

当日、定例会では、追加議案を含め13件の提出案件がありました。報告1頁目をご覧ください。

報告第1号、副管理者の異動については、河内長野市市長の島田智明氏は引き続き、また河南町長の森田昌吾氏、太子町長の田中祐二氏がそれぞれ就任されました。

報告第2号、組合議会議員の異動については、河内長野市から浦山宣之議員、桂聖議員、峯満寿人議員が、河南町から野村守議員が新たに就任されました。

選挙第1号、組合議会副議長の選挙については、前副議長の辞職により欠員となっておりました副議長に、河南町選出の野村守議員が選出されました。

同意案第1号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、河内長野市選出の浦山宣之議員を選出するものでした。

承認案第2号、第3号、第4号の3件については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、条例の改廃があり、いずれも本年3月30日付専決されたものについて承認されました。

続きまして、2頁をご覧ください。

承認案第5号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについては、令和2年6月4日の第1清掃工場粗大ごみ処理施設の火災事故に伴う、同7月17日付で専決処分した補正予算について、原案どおり承認されました。

議案第3号、南河内環境事業組合資源再生センター基幹的設備改良工事請負契約締結については、基幹的設備である機械設備等の改良工事を実施するための工事請負契約を締結するもので、原案どおり可決されました。

なお、契約金額、相手方は記載のとおりでございます。

続きまして、3頁目をご覧ください。

議案第4号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）については、主に火災事故に伴う補正で、原案どおり可決されました。

歳入歳出については、記載のとおりでございます。

監査報告第2号、例月出納検査の結果報告について、監査委員から令和元年度の1月から5月分と令和2年度の4月から6月分の監査結果の報告があり、適正に処理されているとのことでした。

5頁をお開きください。

認定第1号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、科目別の内訳は省略させていただきますが、決算の内容につきましては、歳入総額24億359万9千419円、歳出総額22億8千442万2千286円、歳入歳出差引残額は1億1千917万7千133円となり、原案どおり認定されました。

なお、施設の安全、安定的な運営のため、新型コロナウイルス対策への取組につき、組合職員が一丸となり、その責務を果たされるよう要望がありました。

議案第5号、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負契約締結については、令和2年8月5日に仮契約を締結したもので、原案どおり可決されました。

なお、契約金額、相手方は記載のとおりです。

以上、簡単ではございますが、令和2年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 続きまして、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 大阪広域水道企業団議会について、内容のご報告を申し上げます。

令和2年第2回大阪広域水道企業団議会7月臨時会が先日7月21日に開催されました。

初めに、議長及び副議長の選挙結果についてです。議長、副議長の選挙につきましては、議長として阪南市議会の中谷清豪議員が、そして副議長として豊能町議会の永谷幸弘議員がそれぞれ指名推選され、選挙の結果、当選となりました。

続きまして、案件の内容でございますが、資料2枚目の目次にありますとおり、企業団提出議案といたしまして、予算繰越計算書の報告案件が2件ございました。

1枚おめくりいただき、初めに、第1号報告、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件でございます。

1枚おめくりください。

水道事業会計水道用水供給事業予算繰越計算書をご覧ください。内容といたしましては、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、令和元年度の18件分の建設改良費7億3千780万8千121円を令和2年度にやむなく繰越しをするものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、水道事業会計市町村水道事業予算繰越計算書をご覧ください。

内容といたしましては、令和元年度の忠岡水道事業における建設改良費の予算につきまして、関係者との調整に日時を要したことにより、1件分、2千240万7千円を、また令和元年度の千早赤阪水道事業における建設改良費の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、1件分、825万円をそれぞれ令和2年度にやむなく繰り越すものでございます。

1枚おめくりいただき、続きまして、第2号報告として、令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件でございます。

1枚おめくりいただき、工業用水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

内容といたしましては、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、建設改良費6件分、1億2千805万4千604円を令和2年度にやむなく繰り越すものでございます。

以上報告の2案件につきましては、全て承認されました。

なお、臨時会終了後、第2部という形で、企業団議会と議員定数の在り方に係る今後の進め方について非公開で開催されました。また、7月21日の確認に基づき、8月18日に議員定数等調査委員会が開催され、1、委員会運営に関する確認事項について、2、議員定数、定数配分など、議会構成の在り方について、説明、質疑が行われました。質疑の中で、非公開でなく、公開すべきだとの意見があり、全会一致で今後は公開で開催すること、各自治体に議員定数に関するアンケート調査を送り、意見の集約を進めていくことも確認されました。

以上、大阪広域水道企業団議会についての報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

(午前 11 時 11 分 散会)

【第 2 日】

令和2年 第3回太子町議会定例会会議録

令和2年9月23日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

1番	羽山茂男君	7番	村井浩二君
2番	中村直幸君	8番	山田強君
3番	辻本馨君	9番	寺町幸雄君
4番	斧田秀明君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	林達也君
副町長	藤原幹君	危機管理課長	村上正規君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
総務部長	小角孝彦君	地域整備課長	堀内孝茂君
まちづくり推進部長	村上正規君	生活環境課長	辻本知也君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	池田貴則君	高齢介護課長	武部勝浩君
秘書課長	東條信也君	保険医療課長	子安逸二君
総務政策課長	奥埜哲生君	教育総務課長	池田貴則君
財政課長	小角孝彦君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
会計管理者 兼会計課長	林達也君	学務指導担当課長	矢野敦則君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・(仮称)生涯学習施設の建設について……………建石良明君
- ・田中町長の今後の町政運営について…………… 〃
- ・安全・安心の防災対策を……………阪口 寛君
- ・住民に優しい公共交通へ……………西田いく子君
- ・太子町の学校教育について……………斧田秀明君
- ・キャッシュレス決済の普及促進について……………村井浩二君

日程第2 議案第43号 令和2年度太子町一般会計補正予算(第6号)(町長提出
議案)

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席をしていただきまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、5名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

[10番 建石良明君 登壇]

○10番(建石良明君) おはようございます。政友クラブの建石です。通告に基づきまして質問いたします。

まず、1問目としまして、(仮称)生涯学習施設の建設についてお尋ねいたします。

町長は、この事案においては6月の議会に予算計上されず、見直しも凍結もしないが、全体的に検証を行うと発言してこられました。そこで、この検証結果について質問いたします。

(仮称)生涯学習施設については、まず7月16日の第27回生涯学習施設建設調査特別委員会において、この整備事業の検証作業状況について経過と予定の説明がありました。また、今月14日に開催された第28回生涯学習施設建設調査特別委員会にて検証結果を説明されました。先ほども触れましたが、本事業は前浅野体制の下、進められてきた事業でありましたが、田中町長はさきの6月定例会にて、責任を持って事業を進めるため検証を行うこととし、この間、町長のリーダーシップの下、検証作業を進めてこられました。たとえ、継続中の事業でも適宜しっかりと検証を行い、事業を進めるこ

とは町政を預かる者の責務であり、また、今回の検証の中では起債の問題点を明らかにしたほか、役場庁内から意見を募ることで新たに緊急防災・減災事業債を活用し、プラスの財政効果も生み出したことなどは評価できるところであります。

そこでまず、今回の検証結果から得られた教訓、また今後はどう生かすかについてお聞きいたします。

また、本事業は全体の事業費が約10億円と太子町にとっては投資額の大きい事業であります。新型コロナウイルス感染症の経済への影響、地方財政への影響も懸念される中、財政運営についても適切に取り組んでいく必要があります。今後の財政運営に当たって、どういった取組を行うのか、併せて答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） まず、今回の検証結果から得た教訓、また今後どう生かすのかについてのご質問でございますが、検証して明らかになったことは庁内での情報共有の不足や協議の不足であります。（仮称）生涯学習施設の整備という大規模な事業であり、また観光交流センターの施設が集約される事業で、各担当課にとっても業務を進める上で大きな影響がある事業であるにもかかわらず、その内容が庁内で十分情報共有されておらず、また発生する課題についてしっかりと議論されず、結論を出さないまま事業が進められておりました。この検証過程において、改めて職員への情報共有を図り、意見を募ることで、より前向きなアイデアも得られました。

このたびの検証の結果、公共施設等適正管理推進事業債の活用条件を整えるため、観光まちづくり拠点の整備は中止と判断いたしました。また、（仮称）生涯学習施設内に防災備蓄倉庫を整備することで、新たに緊急防災・減災事業債を活用し、財源の確保を図っています。併せて、これまで十分に検討、協議されてこなかった避難所としての活用や投票所の確保についても協議することができました。今後、施策を進める上では町長のリーダーシップの下、しっかりと庁内での情報共有や協議等を行い、職員一丸で取り組んでまいります。

次に、今後の財政運営に当たって、どういった取組を行うのかについてのご質問でございますが、少子高齢化による社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策、また新型コロナウイルス感染症による景気の低迷や対策に要する経費の増大など、全国の地方自治体の財政を取り巻く状況は一層厳しさを増すことが想定されます。併せて、太子町においては、平成31年度決算では財政調整基金を取り崩し、約2.2億円の減少

となるなど、厳しい内容となっております。

そのため、令和2年度においても個々の事業の実施に関しては、経費の節減を徹底するとともに、令和3年度以降に向けては今後しっかりと中期の財政収支見通しを立てるとともに、収支改善のための必要額を見極めながら、各事業についての事業評価等に基づくスクラップ・アンド・ビルドや事業の優先順位づけによる歳出抑制、また企業誘致や寄附金等の獲得といった自主財源の確保、使用料収入の見直し等による行財政改革に取り組んでまいります。

○議長（森田忠彦君） 建石議員。

○10番（建石良明君） この施設建設事業は、太子町及び住民にとっても必要不可欠な施設建設事業であります。事業経費も多大なものであり、住民があつてよかった施設だと感じてくれるように完成まで気を緩めることなく、答弁されたとおり、町長のリーダーシップの下、しっかりと職員一丸で取り組んでいていただくよう、お願いしておきます。また、財政運営のほうも多面的に取り組んでいくと答弁していただきました。より以上の行財政改革、財政健全化を進めていただくよう、重ねてお願いしておきます。

続いて、田中町長の今後の町政運営について、まず町政運営における府との連携についてお尋ねいたします。

田中町長は、この4月の町長選挙において、大阪維新の会の公認を得て、町長に就任されました。太子町住民は大いに期待しているところであります。当然、大阪府とは太いパイプを有しております。このことは今までにはなかった強みであり、町政運営に当たっても最大限に生かしていくべきものと考えます。

そこで、4月に就任して以来の府との連携の取組やその成果についてお聞きいたします。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 4月の就任以来の大阪府との連携の取組やその成果についてのご質問でございます。

まず、町長就任後の喫緊の課題は新型コロナウイルス感染症への対応でありました。新型コロナウイルス感染症への対応として、富田林保健所等をはじめ、大阪府としっかり情報共有や連携を図りながら、感染拡大の防止に取り組んでまいりました。もちろん、住民一人ひとりの尽力の賜物ではございますが、太子町においては、現在まで感染症の発生は比較して低く抑えられているところでございます。また、新型コロナウイルス感

感染症に伴う住民や事業者等への支援策については、国はもちろん、大阪府の支援策との連携、役割分担を図りながら、町立幼稚園、小中学校の給食費の約3か月間の無償化や高校生などへの在宅学習支援としての3万円分のクオカードの支給、国や府の支援対象外となる事業者への支援、高齢者などへの生活支援、移動支援相談窓口の設置など、また、今議会の補正予算では大学生等の学業継続支援のための3万円の支給事業を計上するなど、住民の生命、健康、生活を守るためのセーフティーネットとなる太子町独自の支援策を実施しております。その他、歩行者の安全安心確保のための歩道等の道路整備や小中学校への教員加配といった児童生徒の学力向上に資する取組など、各種支援をいただいております。

さらに、新たに取組として、一例を挙げますと、農業分野では大阪府の尽力により、ドローンやロボットなどの最先端技術を活用し、労働力不足の解消を目指すスマート農業の実証事業が太子町内で進められております。

また、財政面では、さきの6月定例会において、建石議員からの質問のあった緑の回廊改修工事への活用可能な財源に関しまして、大阪府の各種部署へ紹介し、働きかけを行った結果、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金2千万円の交付決定をいただいたところでございます。

今後も道路や河川等のインフラの整備をはじめ、教育、福祉、農業、観光等、様々な分野において、大阪府との連携、大阪府からの支援等が重要となります。引き続き大阪府とのパイプを生かして、太子町の発展に取り組んでまいります。

○議長（森田忠彦君） 建石議員。

○10番（建石良明君） 就任早々、いまだ誰もが経験したことのない未知との闘いに奮闘されていること、大変ご苦労さまでございます。この新型コロナウイルス感染症への対応は大阪府、富田林保健所等と情報共有や連携を図り、感染拡大の防止に取り組んでいる、また、その効果も出ている、また、住民対策もしっかりとやってきた、今後も支援策を実施していくとの答弁がありました。収束するまで長い道のりかとは思いますが、よろしく願いしておきます。

また、6月定例会において、私の緑の回廊改修工事への財源確保にも大阪府の各部署への働きかけをして2千万円の交付決定を得たことは、早速の効果が現れたことを評価いたします。その他、様々な分野において、大阪府との連携、支援と、引き続き府とのパイプを生かして取り組んでいくと答弁がありました。大いに期待しております。

続いて、所信表明で掲げられた施策についての取組状況についてお聞きいたします。
先ほどの答弁にもあったように、田中町長にとって、この4月の就任以来、喫緊の課題は新型コロナウイルス感染症への対応であったと考えます。新型コロナウイルス感染症への対応は先の長い継続した取組が必要となるので、引き続き住民の生命、健康、生活を守るため、しっかり取り組んでいただくよう、再度お願いしておきます。

一方、選挙公約や所信表明で掲げられた施策の取組状況について確認をいたします。
まず、町長が公約等でも掲げております身を切る改革についてです。太子町議会においても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、3か月間の議員報酬の10%カットを実施、またこの定例会には太子町区長会、町会長等、多くの方から請願をいただき、議員定数1名の削減、現在11名を10名にし、この10月の任期満了による太子町議会議員選挙から実施することの定数条例改正を提出しているところであります。

田中町長は身を切る改革については、5月の臨時会にて公約どおり即座にご自身の給料月額20%カットと退職手当の廃止を実行されました。また、6月定例会では新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、議会の取組と歩調を合わせて、7月から9月の3か月間の給料月額のカットの10%上乗せを実施されるなど、先頭に立って改革を断行されています。

また、今議会には令和3年1月からの子ども医療費助成の高校卒業までの拡大に関して、関係条例や予算を計上されており、公約の速やかな実現を目指しており、これらの取組は大いに評価できるものであると考えます。

そこで、今後、所信表明等で掲げられた施策についてどのように取り組んでいくのかをお聞きいたします。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 今後、所信表明で掲げられた施策について、どのように取り組んでいくのかについてのご質問でございます。まずは、子育て世帯の負担軽減を図るため、今議会には子ども医療費助成について、助成対象年齢を15歳から18歳に引き上げる関係条例や予算を計上し、令和3年1月からの着実な実施を目指しているところでございます。また、ホームページやSNSを活用した情報発信や共有、子どもたちの学力向上をサポートするための少人数学級の実現や検定試験補助等の充実、空き家の利活用を図る空家バンク制度、消防団員OB制度の創設など、現在検討中の施策も含め所信表明でお示した施策については、できるものから順次、実施をまいります。

ただし、町政を預かる者として、持続可能な安定した町政運営を行い、住民の皆様には行政サービスを確実に提供することが重要であり、そのために行財政改革にもしっかりと取り組みつつ、町財政の運営を行ってまいります。今後、重要な新規施策の実施に当たっては、住民の皆様のご意見をきちんとお聞きしながら、また、町内においては、職員の知恵や知識を生かしながら、全職員が一丸となって、着実に施策を実行してまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 建石議員。

○10番（建石良明君） 田中町長が就任されて約5か月が過ぎました。これがもう5か月なのか、まだ5か月なのか、それぞれ取り方、感じ方が違うと思います。新型コロナウイルス感染症対策という、ある意味、大きな災害と捉えてもよい、降って湧いた難題に取り組んでいかなければならないことは町政を預かる長として、当然のことです。いろんな施策の実施、実現に向け、財政運営を踏まえて、着実に実行していただきたいと願うものであります。私も太子町住民の目線、立場に立って、苦言も交えて、行政側に提言していきますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、2番目、阪口議員の質問を許します。

阪口議員。

〔5番 阪口 寛君 登壇〕

○5番（阪口 寛君） 通告に基づきまして、安全、安心の防災対策について質問いたします。

今年も九州を中心に全国各地での豪雨災害、台風被害が発生しています。コロナ禍の下で様々な困難に遭われている被災された方々に心からお見舞い申し上げます。環境破壊による地球の温暖化、二酸化炭素の排出による気候変動が人類の大きな脅威になっていると言われております。今後も記録的な豪雨、超大型台風が発生し、大きな被害が予測されます。私は今までも災害対策について一般質問を行ってきました。新型コロナウイルス感染が広がる中、避難の仕方、避難所の在り方がより一層安全な対策が必要になっています。町として、対応をどうお考えでしょうか。

台風10号が9月6日から7日にかけて、強い勢力で九州付近を通過しました。気象庁の呼びかけで多くの方が避難所に身を寄せました。新型コロナウイルスの影響で、各

地の避難所が定員を削減していたため、満員になった施設が相次いだと言われていました。各市町村では近くの施設を開放するなどして対応されたとのこと。避難所の居住性やプライバシー保護のための拡充の必要性とともに、コロナ感染防止のため、健康維持や男女間や高齢者、障がい者、子どもたちなど、避難者特性への配慮がより一層求められます。

太子町においては、現在の避難所の数とコロナの3密対策での定員減になった場合、満杯にはならないのでしょうか。他の公共施設、民間施設の活用は検討されているのでしょうか。避難者の中には熱があるなど、症状のある方への対応はあるのでしょうか。また、災害時に情報の獲得や安否確認のため、スマートフォンなどを利用される方が多いのですが、停電が起これば、電源確保が困難になります。太陽光パネル付き防災型LED照明灯、非常用コンセント付きのものが設置されているところがあります。本町も避難所やグラウンド、公園などに設置できないでしょうか。

以上、新型コロナウイルス感染症にも対応した避難所の在り方をお答えください。

次に、避難所とともに、コロナ対策を含めた防災備蓄品の確保が必要になります。今の備蓄倉庫は何か所あり、それに対応できるのでしょうか。以前、質問が出されていた山田JA跡地の倉庫は老朽化していましたが、どうなったのでしょうか。防災備蓄倉庫は安全に保管され、災害時に持ち出しなど、すぐ対応できなければなりません。今後の防災備蓄倉庫の拡充についてお聞かせください。併せて答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

本町において想定される災害は、地震、台風、集中豪雨など、異常気象による災害及び大規模な火災や危険物の爆発などによる災害であり、発生する災害に応じて、緊急避難場所及び避難所を指定しており、避難所に関しては、指定避難所13か所のほか、避難協力施設3か所、福祉避難所1か所を含み、全体で17か所となっておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、避難所における感染症対策が緊急の課題となっております。

最初のご質問である避難所の拡充、新型コロナウイルス感染症にも対応した避難所の在り方についてでございますが、安心して避難いただくことを大前提として避難所を設置する場合は、本町避難所開設運営マニュアルに基づき、避難者の健康管理、生活環境やプライバシーの確保、男女のニーズの違い及び高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した避難

所の運営を行うとともに、避難所における感染症対策として、国が示す避難所における感染対応マニュアルに基づき、避難所ごとにマスク、フェイスガード、非接触型体温計、ペーパータオル、アルコール消毒液、防護服、ゴミ袋及び足踏み式ゴミ箱などの備品を整備しており、さらに避難所開設における体温の測定や問診票の記入などの受付方法、避難所ごとの収容人数、避難者同士の間隔や部屋の換気、消毒、清掃などの感染症対策及び感染を疑う有症状者がした場合の対策について、1次避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアルを定め、避難所対応職員に対しては出水期前の6月初旬に説明会を実施いたしました。その後、7月8日の梅雨前線豪雨により開設いたしました土砂災害に対応した4か所の避難所は、感染症対策に基づいた開設が行われたところです。また、感染者や濃厚接触者及び感染を疑う有症状者を対象として、保健センターを専用の避難所として開設することとしているほか、要配慮者については、必要に応じて総合福祉センターに福祉避難所を設置することとしております。

なお、感染症対策に基づいた避難所を開設する場合、従来に比べ、収容人数が減少することになり、本町において発生の可能性の高い集中豪雨による土砂災害発生時を例とすれば、万葉ホール、山田集会所、畑集会所、伽山集会所の4か所を開設した場合、収容人数が災害発生の可能性が高く、避難すべき区域に居住されている住民の人数を下回ることとなります。しかしながら、他の避難所の開設や必要に応じて避難協力施設としてご協力いただいている民間施設の利用により受入れは可能で、現時点では17か所の避難所により想定される災害における避難者の収容人数は充足していると考えております。

また、住民の皆様に対しても、新型コロナウイルスを踏まえた災害時における避難の仕方として、避難する際はマスクや消毒液は持参することに加えて、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと、避難先は安全な親戚、知人宅なども選択肢に入れることなど、広報による周知も行っております。

また、避難時においてスマートフォンなどの携帯電話は情報収集に必要不可欠な通信手段となるため、停電の際は電源の確保として、備蓄資機材である発電機により対応することとしておりますが、複数の電源確保手段についても今後調査研究していきたいと考えます。

続きまして、防災備蓄倉庫についてのご質問でございますが、現在、役場水防倉庫、山田小学校体育館倉庫、青少年グラウンド備蓄倉庫及び山田倉庫に分散備蓄していた物品

について、役場水防倉庫、山田小学校体育館防災倉庫、青少年グラウンド防災倉庫の3か所に集約する作業を進めており、おおむね終了したところです。

なお、避難所の開設が最も多いと想定される土砂災害対応の避難所についても開設を迅速かつ安全に行うため、避難所となる地区集会所等には新型コロナウイルス感染症対策として今後購入を行う予定である室内型簡易テントや簡易ベッドなど、必要数量を備蓄することも検討しております。

なお、山田倉庫については、主にイベント関係ほかの備蓄倉庫であります。老朽化が著しいため、将来的に建物の建て替えを行う場合は災害備蓄機能の付加も検討する必要があると考えます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） コロナ感染が広がる中、避難所の環境整備が急がれます。また、太陽光照明灯は電線が要らないので、どこにでも設置が可能です。避難所のみならず、避難場所の公園などへの設置が可能です。先日、テレビでLED照明の普及のため、政府が補助制度を検討しているとの報道がありました。本町でも災害時用歩道照明灯としての設置を要望いたします。

それでは次に、太子町防災ガイドマップの発行と活用について、質問を行います。

昨年的一般質問では今年度、新防災ガイドマップの発行を予定するとのことでした。感染症対策なども加わり、発行が遅れているのでしょうか。6年前、防災ガイドマップが発行されてから、近年、連続して災害が発生して、住民の皆さんから防災ガイドマップの必要性が増し、需要があると思います。災害はいつ発生するか分かりません。発行が急がれるのではないのでしょうか。

防災ガイドマップは災害への備え、避難行動も安全なものにします。また、ガイドマップに示されるハザードマップは日頃の危険箇所周知につながります。防災ガイドマップは住民の皆さんの防災対策に役立つものでありますが、何年も保存するのは難しいですし、しまわれたままでは活用できません。

昨年的一般質問で要望しましたが、東京の江戸川区ではガイドマップの説明会を何回も開き、台風の際の避難に大いに役立ったそうです。太子町には各町会、自治会に自主防災組織があります。行政と一体になって、ガイドマップの説明会を開き、防災ガイドマップの活用と保存を図れないのでしょうか。町の見解をお聞かせください。

次に、危険箇所の整備、住宅の耐震化などの対策について質問を行います。

日本列島は地震、台風などの自然災害は避けられません。その上、地球温暖化による気候変動によって、風水災害の巨大化が予想されます。少しでも被害を抑えるための減災対策、予防対策が必要です。急傾斜地やため池など、土砂災害の危険箇所への対策はどのように取組がされ、今後の整備計画はあるのでしょうか。

また、地震に対しては住宅の耐震化の促進が必要です。安全な住宅が増えれば、避難者を減らし、避難経路も確保されます。町の住宅耐震診断、改修補助制度の実績をお尋ねします。さらに、住宅の耐震化を進めるために、補助制度を拡充できないでしょうか。

以上、防災ガイドマップの件と合わせて2件についてお尋ねします。

また、町長におかれましては、新型コロナウイルス感染が広がる中での就任でした。自然災害の増加も予想されます。さきの質問で、避難所対応職員に対して説明会を実施したとのことでした。最近、職員全体での防災訓練等が行われたとは聞いておりません。危機管理の体制を今後どのように進められるのでしょうか。安全、安心な防災対策とまちづくりについての見解をお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 太子町防災ガイドマップの発行と活用についてのご質問でございます。

現在のガイドマップは平成26年に作成されていることから、経年経過に加えて、浸水想定区域の変更及び避難勧告等の見直しに合わせた変更を今年度において行う予定としておりましたが、現在、大阪府から具体的な浸水想定区域の変更案が示されていないことに加え、来年度において、避難勧告等の名称が変更される予定となっているため、一旦、見直し作業を中断しているところです。

なお、豪雨による自然災害が毎年多発し、災害時における防災ガイドマップの有効性がクローズアップされているところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策を含めたより実効性のあるガイドマップの作成を行うため、新たな発行については今しばらくの猶予をいただけますよう、ご理解願います。

なお、ガイドマップは地震や風水害に対する家屋の備えに始まり、各ご家庭における非常時備蓄品の案内や水害、土砂災害に対する備え、大規模地震発生時の予測震度、避難情報や気象情報など、災害に関する情報の入手先及び緊急避難場所等の情報に加え、浸水想定区域や土砂災害区域など、身の回りの災害のおそれのある箇所を示したハザードマップにより構成されており、あらゆる防災情報が網羅されたものです。

新たなガイドマップが完成した際は全戸配布を行うとともに、利活用方法についての周知については、広報や自主防災組織の協力を仰ぐなど、有効な手段を検討してまいります。

続きまして、危険箇所の整備についてのご質問ですが、まず急傾斜地として、本町においては、土砂災害特別警戒区域としまして123か所が土砂災害防止法に基づいて区域指定されており、一部においては、大阪府が事業主体となって、急傾斜地対策事業が実施されております。

本町といたしましては、土砂災害特別警戒区域内の住宅に対し、住宅の移転や補強の補助制度を設けており、町広報紙やホームページへの掲載、加えて、本町総合防災訓練をはじめとした各種事業の場において周知を行う等、地道な啓発にはなりますが、継続的に制度の利活用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、ため池についてでございますが、本町が所管するため池はおおむね整備が完了したものの、個人が所有及び管理しているため池は長年放置されたものも多数あるため、適正な管理に努めていただけるよう、お願いしているところです。

次に、住宅の耐震化についてのご質問ですが、未耐震の建築物につきましては、原則、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたものに対して、平成9年度に耐震診断補助制度を創設し、現在までに耐震診断に35件、耐震設計に2件、耐震改修に5件の補助を行っております。

なお、耐震改修工事の1つとして、住宅の中に地震時に安全な強度を備えた避難所、いわゆる耐震シェルターの設置も補助対象となっており、現在までに1件の補助実績があります。建物全体を耐震改修することが最も効果的ではあるものの、耐震シェルターの設置は比較安価に、容易に設置できることから、本町といたしましても、制度の利活用を図るために積極的に周知に努めてまいります。

また、補助制度を拡充できないかのご質問でございますが、この耐震補助制度につきましては、国及び大阪府の補助を受けて事業を実施しており、本町独自で補助制度を拡充することは困難と考えておりますが、今後、住宅の耐震化をより促進させるためにも補助額の拡充、さらには補助対象者要件、登記や課税所得要件の緩和等、補助制度自体の拡充に向け、国及び大阪府への要望等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 最後に、私のほうから本町の今後の防災対策の在り方についてご

答弁をさせていただきます。

毎年、全国各地で発生する豪雨災害や大型化する台風及び今後南海トラフ地震の発生が見込まれていることに加え、我々の生活様式を一変させた新型コロナウイルス感染症の蔓延など、防災対策は喫緊の課題であります。防災においては、常に最悪の事態を想定し、備えていくものと考えており、先般、ご報告させていただきました生涯学習施設建設事業に関する検証結果におきましても、ご説明いたしましたとおり、備蓄倉庫など、防災機能の付加にも取り組んでいるところでございます。また、現在、検討しております組織機構の見直しにおいても、災害対策をはじめ、危機事象全般への対応体制の強化を検討しているところでございます。今後も安全、安心な太子町の実現を図ってまいります。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 日本の避難所は、学校など公共施設を臨時的に活用する 경우가多く、避難所生活環境に関しては、居住空間の狭さやプライバシーへの無配慮、空調設備等の環境整備が遅れています。食事提供についても、栄養バランスを考慮する体制になっていないことやトイレ、ベッドなど、保健衛生面でも遅れています。国際赤十字などが提唱するスフィア基準に達していないと言われております。

スフィア基準とは生命保護のために必要不可欠な4つの要素、1、給水、衛生、衛生促進、2、食糧の確保と栄養、3、シェルター、居留地、非食糧物資、4、保健活動について、生存に必要な水の量や空間は1人当たり3.5平方メートル以上など、具体的例示をしています。不十分な避難所環境は健康人でも体調を崩し、精神的ストレスを蓄積せざるを得ないことは無論、住民の避難行動を敬遠させる要因にもなっています。本町では学校体育館の空調整備を一日も早く設置を求めます。

普段から被害そのものを抑制する未然防止対策を強化し、安全、安心のまちづくり、いつまでも住み続けられる太子町のまちづくりを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて阪口議員の質問を終わります。

次に、3番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔6番 西田いく子君 登壇〕

○6番（西田いく子君） 通告に基づきまして、住民に優しい公共交通を求める質問をさせていただきます。

政府が規制緩和など、市場競争優先の政策を推し進める中、地域住民の足、移動を支えてきた路線バスがこの10年間で1万3千キロメートル廃止され、地域鉄道は2000年以降、全国で895キロメートル、41路線が廃止されました。交通空白地の面積は日本全体の3割にも及び、地域公共交通の充実が今ほど求められているときはありません。

交通は人や物の交流や活動を支え、国民生活にとって欠かせないものです。交通を取り巻く社会経済情勢は地方の過疎化の進行や地域社会の高齢化、人口減、地球環境問題の深刻化などにより、大きく変化してきています。自家用車を利用できない高齢者など、移動が大きく制限される移動制約者が増大しています。

このような状況の中、私たちが循環バスを望む住民の要求を議会で取り上げた当初では、当時の町長は狭い町域だから循環バスは必要ない、歩いたほうが健康のためによいと住民要求に全く耳を貸しませんでした。しかし、誰もが、いつでも、行きたいところへと循環バスを走らせる会の運動が2003年から17年度取り組まれてきたことと、議会での議論を重ねる中、結果、2014年からはその第一歩として65歳以上が対象の乗合デマンドワゴンの試行運行が始まり、2017年からは住民、行政、業者が参加する地域公共交通検討会議が立ち上げられました。さらに、2018年からは地域公共交通会議に名を変え、2020年、この6月から金剛バス新路線の拡充、山田地域など、交通空白地を解消する路線、町が運営主体のコミュニティバスの試行運行が開始されました。

しかし、同時に以前の福祉センターバス、乗合デマンドワゴン利用者の中には、福祉センターの利用が困難になったり、通院、買物に利用できなくなったりなど、これまでより不便になった住民が生まれることになりました。金剛バスの営業が優先され、料金の煩雑さや路線の接続、本数などの問題点が多く、買物支援、外出支援など、福祉施策としての視点が欠落しているのではないのでしょうか。

そこで、地域公共交通の現状についてお尋ねします。運行後、既にご感じている課題、届いている声はありませんか。お聞かせください。福祉施策としての福祉センターバスと予約型乗合ワゴン車のこれまでと運行開始後の実態はどうなっているのでしょうか。

福祉センターバスのことですが、福祉センター利用者数に変動はありませんか。運行形態が変わったことによって、参加できなくなったという方はいらっしゃるのでしょうか。時刻表の冊子をもらいましたが、複雑で、分かりにくく感じていますけれ

ども、乗り継ぎはうまくいっているのでしょうか。コロナ対策費で補助員を乗せていますけれど、それで3密対策は十分なのでしょうか。6月の運行から僅か3か月ほどですけれども、住民の声をお聞きになっていれば、教えてください。

また、予約型乗合ワゴン車ですけれども、福祉センターを含むサロン8か所送迎の現状や買物、バスツアーは一体どうなっているのでしょうか。ワゴン車が利用できなくなり、福祉センターに通うことを諦めた方はいらっしゃらないのでしょうか。乗合ワゴン車に対する声も届いていれば、紹介してください。

以上、答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 住民に優しい公共交通へのご質問でございますが、まず私のほうから全般的な状況などについてご答弁申し上げます。

議員よりもございましたように、コミュニティーバスの実証運行、そして金剛バスによる新規路線の本格運行が開始されたところでありますが、この間、本町におきましても、人口が減少し、高齢化が進む中、自動車などを移動手段として利用される方が多くおられることから、今後、さらなる高齢化の進行が見込まれる状況において、将来にわたって住民の皆様にご利用される持続可能な公共交通体系の構築に向けた取組の必要性が高まってきておりました。

このようなことから、平成29年度に地域公共交通検討委員会の設置を行い、地域公共交通の具体的な施策を展開していくための太子町地域公共交通基本計画を策定し、翌30年度には法定協議会となる太子町地域公共交通会議を設置の上、基本計画で策定した計画の実現に向け、住民アンケートやワークショップの開催などを通して、公共交通空白・不便地域における公共交通の利用意向やより詳細な既存公共交通体系の利用実態などを把握し、地域公共交通のより具体的な施策と目標を設定し、体系と評価を示すとともに、本町における地域公共交通の望ましい在り方を取りまとめ、今後、骨格となる路線バスや地域公共交通の運行計画策定に当たっての指針ともなる太子町地域公共交通網形成計画の策定を行ったところであります。

そして、地域公共交通網形成計画の基本方針及び目標達成のため、施策に基づき、より多くの方が公共交通を利用できる環境をつくるとともに、将来に向かって持続可能な公共交通の構築という考え、視点の下、町内各地での説明会等を開催、地域公共交通会議での議論を経て、全ての住民皆様を対象に、公共交通を利用できる人、また、公共交

通の利用が困難な人にと分類した上で、福祉センターバス、乗合ワゴンを含めた住民皆様の移動手段そのものを再構築する、太子町地域公共交通再編計画を昨年度に決定することができ、本年6月1日の運行開始を迎えたところであります。

この運行開始につきましては、これまでの住民皆様、議会をはじめとする多くの方々のご理解、ご協力の結果であり、深く感謝申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から予定どおりの運行開始が可能かどうかなど、難しい局面もございましたが、予定どおりに実証運行を開始することができ、4か月弱を経過しておりますが、この間、コミュニティバスにおいては、乗車案内に加え、新型コロナウイルス感染症への対応なども含めた補助員の配置を行い、室内温度を配慮しながらの換気や室内のアルコール消毒を行うなど、利用者の安全、安心の向上に努めてきたところであり、コミュニティバス、また金剛バスによる新規路線とともに、公共交通空白・不便地域の方をはじめ、多くの方々から総じて便利になったというや声をいただいております。

また、お出かけ支援事業の100円チケットなど、助成制度においても積極的に利用していただいているところでありますが、一方で、コミュニティバスのダイヤに遅れが生じることや金剛バスとの接続などについて、改善を望まれる声などもいただいております。その中で金剛バスを含むバス停ごとの時刻表につきましては、現在、ホームページへの掲載ができるよう作業を進めているところでございます。

このように、反映できるもの、また、できないものもあるかと思われませんが、いただいているご意見等を含め、地域公共交通会議において、来年1月末までの実証運行でのデータなどをもって、評価、検証を行い、見直しが必要なものについては、4月から5月の間で周知を図った後、来年6月より見直しを行うものとし、去る7月3日開催の地域公共交通会議におきまして、承認されたところでございます。

しかしながら、いまだ新型コロナウイルス感染症は収束のめどがたっておらず、今後においても、どのような形で感染の拡大が起こるかも見通せない状況にあることから、さきに申し上げました評価、検証についての内容、またスケジュールなどについても、現状における予定としているところであり、引き続き、コロナ禍の状況なども踏まえ、地域公共交通会議において慎重に議論を進めることといたしております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 福祉施策としての福祉センターバスと予約型乗合ワゴン車について、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、総合福祉センターバスは、これまで町内22か所のバス停を循環し、総合福祉センター利用者の移動手段として運行してまいりました。そして、令和2年6月1日からは総合福祉センターの利用者の加え、地域公共交通のコミュニティバスとして新たな役割を担っております。

ご質問の総合福祉センターの利用者数でございますが、昨年6月から8月までの1日平均利用者数は99.1人となっており、本年6月から8月の1日平均利用者数は57.3人の利用と減少いたしております。

これは新型コロナウイルス感染症の影響により、自主的に3密を避けておられる方が一定数いらっしゃるというのが理由の1つであると考えております。また、現在、総合福祉センターを利用する際には、入館時の検温とマスク着用の徹底をお願いいたしており、館内ではソーシャルディスタンスを確保し、感染防止のため、カラオケは行わず、囲碁、将棋、マージャンなどは通常の半分の利用とし、浴場の利用についても、人数制限をかけているところであり、これも利用者数減少の理由であると考えております。

次に、利用者の歓迎の声や改善を求める声についてでございます。

今回、6月1日からコミュニティバス運行に当たり、事前に利用者個々の状況を聞き取り、利用方法の提案を行っておりますので、コミュニティバス利用に現在までのところ、混乱は見られておりません。また、朝、昼、夕方に限られていたバスの運行が終日となったことから、個人の都合のよい時間帯に来館され、帰宅できるといった選択肢が増えたことで、おおむね好意的な意見を頂戴しているところでございます。

バスの乗り継ぎがスムーズにできるよう、運行ダイヤを設定しておりますが、乗降時間等の余裕が少なく、運行ダイヤがタイトになっていることやダイヤの遅れで、総合福祉センターで行われる行事の時間等に支障が生じていることなど、改善すべき点としての課題も見えてまいりましたので、先ほどの総務部長の答弁にもございましたが、地域公共交通会議におきまして、今後、評価、検証されることとなります。

2つ目の予約型乗合ワゴン車のこれまでと運行開始後の実態についてのご質問でございます。

予約型乗合ワゴン車の運行は高齢者の外出支援を目的とし、利用者の予約に合わせて定員8名のワゴン車が決められた駐車場まで行くサービスとして、平成27年度からス

タートし、多くの高齢者々にご利用いただきました。直近のデータといたしましては、平成31年度で162人の方にご利用いただき、延べ7千863人、1日平均で延べ39人と高齢者全体の4.2%の方が利用されております。

地域公共交通再編後の公共交通の利用が困難な人に対する移動支援につきましては、役場高齢介護課内に生活支援、移動支援・相談窓口を設置し、高齢者の移動支援を含めた生活支援相談を地域包括支援センターと連携し、個別に利用先の聞き取り調査を行った上で、社会福祉協議会に委託しておりますサロン送迎により、福祉センターと町内8か所の交流サロンへ参加される方に対する無料送迎サービスや地域支え合い方の移動サービス等をご案内し、高齢者の利用状況に応じた移送サービスを受けていただいておりますが、現在までのところ、予約型乗合ワゴン車を休止したことにより、やむを得ず福祉センターに行くことを諦めたといったお声は聞いておりません。

また、今年度より、地域支え合い型移動サービスの実施団体に対し、さらなる支援強化となる公用車貸出事業として、2台の公用車を無料で貸出しすることといたしております。

次に、買物バスツアーについては、お買物ツアーとして社会福祉協議会が従前の福祉センターバスを活用し、平成28年7月より社会貢献活動の一環として実施しており、月1回20人以上の方の参加があったと聞いております。しかしながら、本事業は、今回の地域公共交通の再編により福祉センターバスはコミュニティバスに移行することとなったことから、今後も介護予防の必要な高齢者の皆さんが買物できる機会を確保するため、買物リハビリと交流サロンを兼ねたお買物ツアーとして予約型乗合ワゴン車で使用しておりました、たいしくん外出支援号を活用し、現在、事業の継続に向けて検討をいたしております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） ぜひたくさんの方の住民の皆さんの声をお聞きいただけたらと思います。私たち日本共産党も直接、住民さんからこのバスについていろいろお話を伺っています。いい話では、100円チケットがあって、サンプラまでの買物が本当に楽になったと喜んでらっしゃいますし、新しくできたバス停が家の近くで助かっている。バス停、皆さんどうお思いになるかなと思ったんですが、バス停が近くでうれしいとおっしゃっていただいております。反対に直接、病院に行けなくなった、これは、やっぱりワ

ゴン車が行かなくなったからなんでしょうね。直接、病院に行けなくなって、不便。運賃や乗換えが複雑で、バスに乗るのが不安。整理券を持って、100円のチケットを持って、追加のお金を持って、利用者証を持って、それは行きはそれでもいいんですけども、帰りは荷物もあって、それらを準備して、ほかの人に迷惑を掛けずに急いで降りなければならないと思うと本当に大変なんですとおっしゃる方もいらっしゃいました。また、太子町の目玉でもあります商業施設ラ・ムーによく行ってらっしゃった方、このラ・ムーにはもう行けませんと、金剛バスのバス停から、よくちょっと思い浮かべられたらいいと思うんですけど、金剛バスのバス停からラ・ムーは遠過ぎます。重い荷物を持って、高齢者の足で帰りのバス停に向かって、ようやくバス停に着いたと思ったら、もうバスが出ていて、次のバスを待つにも、6月からですね、炎天下で影もなく、熱中症で倒れるかと思ったし、買物した冷蔵のものが傷まないか心配で、また冷凍食品なんか、もうこれから絶対に買うことができない。そう思うと、もう行くのは諦めます、そうおっしゃっておられました。金剛バスでは、ステップが高くて、乗り降りが怖い、福祉センターバスだったら、乗り降りが楽だったのに、こういった困っている人の話を聞くと、安全、安心の公共交通にはまだまだ改善点があると気づかされます。ぜひもっと住民の皆さんの声を集めてください。

9月11日に、私たち議員は視察で公民館の前から金剛バスに乗りました。まず、バスが時間どおりに来ないことに驚かされました。金剛バスを利用している方は、いや、遅れて当たり前ですと言われたので、そんなものかなと思いましたが、10分もの遅れもあり、私たちのスケジュールも狂ったわけですが、これでは先ほどコミュニティバスがなかなか時間どおりに動かないとおっしゃいましたが、コミュニティバスどころか、金剛バスが遅れるというようなことでは乗り継ぎがうまくいくのか、心配になりました。本当、金剛バス自体が混乱しています。この私たちが視察に行ったときは、新人の運転手さんだったということもあるかと思うんですけども、それでもプロだと思っているんです。バスのプロがこのような状況で、それでなくても乗換えを含めれば複雑ですので、住民さん、特に高齢者に不便はかけていないのか心配です。本当よく聞き取ってくださいね。少なくとも料金の間違いで、僅か20円のことだったのですけれども、払戻しをするのに証拠を求められて、どれだけ時間がかかったか、経験しただけに不安です。お金の料金すら間違っているということがあるので、金剛バスのことについては、広報を見ても一切載っていないので、金剛バスの在り方についてもよく聞いてく

ださい。

予約型乗合ワゴン車の行き先が8か所のサロンだけになって、先ほども言いましたが、病院に行けなくなったとおっしゃる方もいらっしゃいます。結局、利用するのは、お話を伺いますと、うちの近くにもきたじりさんとかありますが、そういうサロンを利用する人はあまりいらっしゃらなくて、ほぼ福祉センターに行くのに乗車するだけしか利用されていないそうです。それでは、たいしくん、乗合ワゴン車、あまりにももったいないと思います。あのワゴン車は前町長時代の話ですけれども、たくさん乗って、利用してもらって、2台でも3台でも走らせたいと言っていたワゴンです。今、駐車場で止まっている時間のほうが長いのではと心配されています。そんな扱いではあまりにももったいない話です。ワゴン車で買物ツアーに行く件はどうなっているのでしょうか。先ほど、今、検討中とのことでしたが、せっかく社協で実施して、喜んでもらっていた事業です。早急に進めていただきたいと思います。

まだ6月に走り出したところですが、課題がいろいろ出ているなど感じています。担当課も町長もそうお感じでしょうか。

これまで地域公共交通会議で、金剛バス、福祉センター行きバス、ワゴン車が地域公共交通を考える上で、議論のテーブルにのせられてきたわけですが、走り出してから広報太子のコラムで触れられているのは、コミュニティバスの運行がどうなっているかなど、コミュニティバスのことだけしか触れられていません。太子町のホームページに載っていますというので、見ましたが、太子町のコミュニティバスの月別の利用実績だけです。では、太子町の地域公共交通について、今後、検証していくのはコミュニティバスだけになるのか、そう思うってしまうような書き方です。

もともとコミュニティバスを走らせて、黒字で運行できると思っている方はいらっしゃらないと思いますが、公共交通、金剛バス、コミュニティバスが走り出したことによって、一旦停止した福祉施策にしわ寄せが来ていることについて、認識がおありでしょうか。地域公共交通とこの広報などの書きぶりを見ていましたら、別物であるのならば、乗合ワゴン車は停止する前の運行に戻していただくよう要望いたします。

同時に、これまでやるやると言い続けておきながら、後回しになってきた介護タクシー助成はどうなっているのでしょうか。この点、答弁をお願いします。

最後に、町長は所信表明で、現在の運行計画が完成形ではないということと費用対効果なども見極めながらとおっしゃっていますが、黒字にはならない、これは共通認識だ

と思います。これはもし違うというなら、訂正してもらえばいいんですけども、そもそも黒字をもくろんだものではない事業の費用対効果とは、一体、どのような考えなのでしょう。

現在の運行計画が完成形ではないという言葉の先が、より良い公共交通にするために改善を加えていくというのであれば、大賛成です。町長もより良い公共交通にしたい、住民に喜んでもらいたいという思いがあつての言葉なのでしょう。町長の地域公共交通に対する考えをお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） まず、介護タクシー助成について、私のほうからご答弁申し上げます。

介護タクシー助成はもとより、サロン送迎及び地域支え合い型の移動サービス等につきましては、先ほど総務部長より答弁がございましたが、来年1月末までの実証運行でのデータなどをもって、評価、検証を行い、見直しが必要なものについては、4月から5月の間で周知を図った後、来年6月より見直しを行うとされております。よって、サロン送迎及び地域支え合い型の移動サービス等につきましても、見直しが必要なものにつきましては、見直しの検討を行ってまいります。

いずれにいたしましても、移動困難者を含め、より多くの高齢者が気軽に出歩くことができる町となるよう、今後も社会福祉協議会と連携し、サロン送迎及び地域支え合い型移動サービス等の事業検証を行い、より一層のフレイル予防と健康寿命の延伸に向けた取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 6月定例会での所信表明において、現在の運行計画が完成形ではないということですので、費用対効果等を見極めながら必要に応じて変えていかなければならないものと考えておりますと申し上げたところであります。

6月1日より開始されている実証運行は、本町にとって望ましい地域公共交通の構築に向けた第一歩となるものであり、現在、進めております乗換え拠点における利便性向上に向けた待ち空間の整備となる緑の回廊改修事業なども踏まえ、先ほど、総務部長がご答弁申し上げましたように、コロナ禍の状況なども考慮しながらとはなりますが、地域公共交通会議において実証運行でのデータなどに基づく評価、検証が慎重に行われる

こととなりました。

地域にとって望ましい地域公共交通の在り方につきましては、その地域の人口構成や地勢、そして時代とともに絶えず変化していくものであることから、完成形、これで終わりというものではなく、評価、検証を行いながら、都度、必要な改善や見直しを行うものであります。また、費用対効果については、持続可能な地域公共交通の構築に向けた視点から、より効率的で効果的、かつ利用しやすい運行体系を目指していく必要があるものと考えております。

いずれにしましても、より多くの方に利用していただける、本町にとって望ましい持続可能な地域公共交通の構築に向け、引き続き、地域公共交通会議において、継続的な検証を行うとともに、今後検討を行う中で、議会にもご報告しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） ありがとうございます。効率的、効果的なバスになる、そのために住民の声を聞いて、議会にも相談しながら進めていただけるということで、ありがとうございます。

お金が、やっぱり前には出ていないのかなと思うので、本当にこういうふうな住民さんに乗せるバスでお金もうけはできるとは思わないので、費用対効果と言われると、どうしても身を切る改革とか財政改革とか、お金のことを言いますので、赤字が続ければ切られるのかとか、ちょっと思ったんですけれども、そういう話ではないようですので、引き続き、住民の皆さんが喜んでくれる公共交通となるよう、ご尽力いただきますようお願いをいたします。

介護タクシー助成は、本当に最初の、町長が替わって、田中町長がこの介護タクシー助成を横にやると言うのなら別なんですけれども、引き続き、これもメニューの中に入っているのであれば、ちょっと急いでいただけないでしょうか。金剛バスにはすごく料金設定の際に、気を遣って、金剛バスの路線価よりも安くならないためにとということで、企業努力に任せるのではなく、太子町として随分譲歩されたように思うんですが、町内で介護タクシーをやっている事業者さんはいらっしゃいます。その人たちのことはどうお考えなんですか。ちょっとそういう意味では、この介護タクシー助成、早急に進めていただきたいと思っております。

2013年に制定された交通政策基本法は移動権の保障を盛り込まず、国際戦略港湾、

首都圏空港、大都市圏環状道路など、国際競争力の強化のための高速交通網の整備を想定したものでした。交通政策基本計画では、リニア中央新幹線の建設を明記し、大規模開発事業がめじろ押しの内容になっており、太子町に住み続けたいと願う住民が望む循環バス、公共交通とはかけ離れたものでしかありません。

今後も進行する高齢化の下で、高齢運転者による事故が多発し、警察庁の運転免許統計によると、2019年に運転免許の自主返納はおよそ60.1万件と過去最多となっています。自家用車の運転ができなければ、公共交通など、他の移動手段に頼らざるを得なくなります。政府も地域における公共交通の利用者数は減少し、維持することが困難な路線も発生している。今後の人口減少の下で利用者数が一層減少し、利用困難な路線が一層増加するおそれがあることを踏まえ、地方部を中心に真に必要な地域公共交通ネットワークの確保、維持、改善を図る必要性が高まっていると言わざるを得ません。

地域住民がいつでもどこでも自由に安全に移動することは、健康で文化的な最低限の生活を営む上で欠かせないものです。交通、移動の権利は日本国憲法が保障した居住、移転の自由、憲法第22条、生存権、第25条、幸福追求権、第13条など、関連する人権を集合した新しい人権です。憲法に保障された生存権、移転の権利、幸福追求権などを下に移動する権利を保障する施策が国や自治体に求められています。地域公共交通をめぐる深刻な状況を見れば、政府は交通、移動の権利を保障することを明記し、交通の安全確保を理念の第一に据え、公共性を重視して、規制緩和など、市場競争優先から脱却することを内容とした交通基本法に改正する必要があります。

国に要望を強めるとともに、住民が安心して住み続けられるまちづくりを進めるために、太子町の住民のために政治を行う町長として、国に物を申さなければならないときは国に、府に物を申さなければならないときは府に、しっかりと太子町の住民の声をしよっていただきたいと思います。地域公共交通をさらに発展させ、福祉施策としての交通、移動の権利を保障していただきますよう要望いたします。私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて西田議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

次に、4番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔4番 斧田秀明君 登壇〕

○4番（斧田秀明君） 斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回、太子町の学校教育についてお伺いいたしますので、理事者におかれましては、適正なご答弁、よろしくお願い申し上げます。

私たちは、今、世界中に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症という、過去に経験したことのない恐ろしい見えざる敵と闘っております。新型コロナウイルス感染症は世界中に拡大し、9月22日現在で感染者数は世界中で3千万人を超える状態と聞きました。ヨーロッパではまた新型コロナウイルスの感染が再び広がる傾向にあります。政府や自治体が対応に追われています。

日本につきましては、全国で7万9千900人、大阪府では1万1千人を超え、太子町では6人となっています。いち早いワクチンや特効薬の開発が待ち望まれております。

また、ユニセフでは新型コロナウイルスの流行で世界の児童や生徒のおよそ半数に当たる9億人近くの子どもたちが今も学校に通えなくなっていると明らかにされました。

新型ウイルスの流行が始まって9か月がたった今も、51か国でおよそ8億7千200万人の子どもたちが学校の再開を待ち望んでいるという状態だということです。3つの密を避けて、地域活動の制限や外出の自粛に取り組む日本人のこの真面目な国民性が爆発的な感染を防いでいるのではないかと私は考えております。

このような状況下で、朝の登校時間に今までと同じような子どもたちの話し声が聞こえ、見守り隊の皆さんも加わって、挨拶をしている姿が見えます。また、下校時には青色防犯パトロール隊も加わり、子どもたちとボランティアの皆さんが触れ合う、そのような光景が戻ってまいりました。

通常授業に戻った6月15日までには、さぞかし教育委員会と学校が数多く協議を重ねてこられたものと思います。

さて、1点目の質問ですが、授業時数の確保についてお伺いします。限られた授業時数の中で、ただ単なる時間の振り分けではなく、学習指導要領に定められている国語や数学などの教科ごとに決められた時間数を調整したり、また、それだけでも大変な作業

ですが、それにも増して、毎年、行われている学校行事なども決められた枠の中で取捨選択する必要があります。例年の2学期では学校行事が数多く行われますが、今回はどのようになっているのでしょうか。

そして、子どもたちを新型コロナウイルスから守る取組も非常に重要になっております。それらについてのご答弁もお願いします。

続いて、2点目ですが、臨時休業を余儀なくされていた時期に太子町立中学校の若手の先生方が新しい取組をされたと聞いております。何人か、ウェブ会議システムというインターネットを使って音声と動画を共有して、リアルタイムでコミュニケーションを取れる仕組みについてのご説明もお願いします。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 町立学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するご質問に対しまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延は、学校に限らず社会全体がこれまで経験したことのないような状況になったのは、皆様ご案内のとおりでございます。昨年度3学期の終盤に始まった小中学校の臨時休業は、6月15日に通常授業や学校行事、クラブ活動の実施を含め、ようやく本格再開に至ったところでございます。教育委員会としましては、この間に失われた子どもたちの学習につきまして、学力保障の観点から町立小中学校とも協議を重ねてまいりました。

1点目の授業時数の確保についてでございますが、夏季休業期間38日間に9日間に、冬季休業期間14日間に11日間に短縮し、大幅に授業時数を確保いたしましたところでございます。

また、感染症対策の観点も含め、例年実施しております水泳授業の中止などのほか、学校行事の見直し等により、学習指導要領にて定められている標準授業時数の確保を行っているところですが、授業時数の確保はできましても、これまで継続的に行ってきた各種の学校活動に少なからず影響があることはもちろん否認しません。

例えば、町立中学校の業間運動なども、全校的な活動として伝統的に行われてきたところでございますが、やむを得ず中止している状況です。このような日常的な活動を例にとっても、集団行動の基本的な流れを学ぶことや非常時の避難行動の基礎となる意義もあり、このような機会が失われることは、経験によって学ぶ機会が失われるということにつながります。2学期には、体育大会や文化祭、さらには修学旅行等の学校生活の

節目ともなる行事の実施が予定をされています。行事の精選を行っていくにおいては、ただ中止を前提にするのではなく、感染症対策を行いながら、例年実施している形式にできるだけ近い形での実施を検討し、児童生徒の学びに最大限の配慮を行うとともに、保護者へ十分な説明をし、理解を得る努力を学校現場では重ねているところでございます。

一方で、コロナ禍の現状におきまして学校教育活動を継続していくためには、児童生徒の安全、安心の確保が大前提であることは言うまでもありません。学校内でのクラスターの発生を抑制することはもちろんのこと、日常の学校生活の中で感染防止対策を行っているところでございます。大阪府教育委員会の学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに沿いまして、健康観察チェックシートを活用した日々の健康観察、ソーシャルディスタンスの確保や手指消毒、状況に応じたマスクの着用などを行い、密閉を回避するために定期的な換気の励行も実施するなど、教育委員会としましては、常に最新の状況を把握し、引き続き適切な指導を図ってまいります。

2点目のこれまでに取り組んできた太子町立中学校の独自事業についてでございますが、数か月間にわたる臨時休業期間を余儀なくされることを受け、町立中学校においては若手教員が中心となり、ウェブ会議システム、いわゆるZ o o mを使用しました取組を企画し、生徒が家庭にいながら担任の先生やクラスメイトの表情を互いに見て話す取組を実施いたしました。

コロナ休業でも学習を保障、学校と家庭をつなぐ、生徒同士をつなぐ、一人も見捨てない学校のためにを合い言葉に実施されたZ o o m朝会や英語科や理科においてZ o o mを使った双方向授業を試行実施したところでございます。

さらに、学校の取組内容や学校での子どもたちの様子を保護者に伝えるため、各学校のホームページの活用の促進により、学校教育活動の再開後も子どもたちの学校での様子を写真とともにホームページで発信することで、保護者の不安を少しでも取り除く取組を実施しておるところでございます。

感染拡大の勢いは沈静化の方向にあるとも言われる現状でございますが、秋から冬を迎える今後の再流行に備え、現在行っている新しい日常を児童生徒及び教職員に習慣化していくことが必要だと考えております。教育委員会としましては、常に最新の状況を把握し、大阪府教育委員会とも連携をしながら適宜指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○4番（斧田秀明君） ただいまの答弁を聞かせていただきまして、今は新型コロナウイルスから児童生徒を守る感染症対策を優先しておられ、命を守る取組とされていることの理解ができました。

それによって、昨年までそれぞれの学校で取り組まれてこられた行事や教育活動が感染防止のため、どうしても実施できなくなるというふうなことにつきましても、今、苦しい判断の中で理解のほうはさせていただきました。

学校で児童生徒が学びとして身に付けていくことは、学力だけではないことは言うまでもありませんが、児童生徒みんなが力を合わせることによる達成感や感動を、この義務教育期間の中でぜひとも身につけさせていただきたいと思っております。

そして、2点目のZ o o mの取組につきましてですが、学校というどうしても保守的なイメージにつながっていたんですが、若手の先生方が中心となり、前向きでこれからの時代に対応できる内容だというふうに大変心強く感じました。

もう一点、答弁でどうしても気になることにつきましてですが、学校で児童生徒が学力以外で身に付ける力についてです。先ほども述べたんですが、授業時数の確保について、学校現場ではそれだけでも大変だと思いますが、教師自身が子どもたちの将来を見詰めて、学校行事などの見直しにぜひとも取り組んでいただけたらというふうに考えております。

そして、若手教師が取り組んだZ o o mの先というんですか、目指す目標となっているG I G Aスクールネットワーク構想についてもお答えのほうをお願いしたいと思います。

今回の質問の最後になりますが、世界中で新型コロナウイルス感染症というトンネルの出口が見つからないという不安な状況下ではありますが、太子町の教育のリーダーとして今後の在り方について、教育長の考えを教えてくださいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 今後の在り方についてでございますが、秋から冬にかけて、新型コロナウイルス感染症の状況が不安定な中でございます。学校行事の取組につきましても縮小を余儀なくされ、日常的な活動、朝礼とか全校集会、また文化祭での合唱、先ほどありました業間運動なども町立小中学校においては、引き継がれてきた伝統的な

取組が、先輩の後ろ姿を見て学ぶとか、また実践をする中で身に付けるといったようなことが大変難しくなってきました。

このような現状を鑑み、教育活動の原点である知、徳、体、それぞれがバランスの取れた教育目標を実現するために、運動会、体育大会、修学旅行といった学校行事も、ただ延期、中止をするのではなく、子どもたちにとって、付けなければならない力は何なのか、そのために今、できる生きる力を育む指導計画を模索し、安全、安心を確保しながら、これらの授業を実施できるようにコロナ感染症対策地方創生臨時交付金も活用させていただきながら、教育委員会として、対応を進めてまいりたいと考えております。

さらに、現在、事業を推進しておりますG I G Aスクールネットワーク構想で、動画の双方向通信を想定した学校ネットワーク環境の整備と児童生徒1人1台のタブレット端末の配備等、I C T機器の整備を進めているところでございます。同時にI C T機器やクラウド、ウェブなどの活用を進めるための教職員への研修も計画をしております。この先、感染症の拡大により、学校活動に支障が出てきた場合にも、教育活動の持続可能な体制を整えてまいりたいと考えております。

今後、感染、濃厚接触等はどの学校で起こり得ることです。感染等があった場合、その影響を最小限に抑えることを最優先に取り組みます。また、感染拡大を防止する取組と並行いたしまして、生徒児童への心のケアも大変大切なことと考えております。日頃から教職員への指導はもちろん、従前より総合学校支援事業によって配置しておりますスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの積極的活用を行い、児童生徒はもとより、保護者に対しても臨時休業が長期化したことによる不安感や学校行事を実施することによる感染への不安などに対し、きめ細やかな相談支援を行ってまいります。

このような取組を実現するに当たっては、保護者の理解とご協力が不可欠であることは言うまでもありません。学校、保護者がともに手を携えて協力しながら、太子町の教育が子どもたちのための未来を切り開く力となるよう、これからも取組を推し進めてまいりたいと考えております。皆さんにおかれましては、何とぞご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○4番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症対策によって、太子町の学校の伝統的行事がやむなく中止、延期されますが、これからは新型コロナウイルスとともに生きることを前提に、私たちの暮らしの形そのものを変えていく必要があります。そしてまた、本日の質問にはありませんが、学校現場では今、働き方改革も課題となってきました。

また、太子町教育委員会は早い段階からスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職を積極的に活用されて、児童や生徒、保護者にも多面的なサポートをしてられました。

非常に厳しい状況ではありますが、聖徳太子の和の精神をもって、教育委員会、学校園、地域が一体となって、将来の太子町を支えてくれる子どもたちを育てていただきますようお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森田忠彦君） これにて斧田議員の質問を終わります。

次に、5番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔7番 村井浩二君 登壇〕

○7番（村井浩二君） 議席番号7番、ふたかみ会、村井浩二でございます。通告に従いまして、キャッシュレス決済の普及についての質問をさせていただきます。

近年、飲食店やコンビニエンスストアでの代金支払い、公共交通機関での運賃などの支払い、クレジットカードはもとより、交通系やコンビニ系、電子マネーやスマートフォンを活用したQRコード決済など、キャッシュレス決済が記録的に増えてきております。そして、ポイント、マイルをためて、ポイントを利用し、補助的に家計を設計されている方も少なくないと思われまます。現在、日本全体では交通系やコンビニ系電子マネー、QRコード決済を利用されている世帯は、全体の半数以上であります。

昨年10月には消費税が8%から10%に増税され、増税の経済対策には幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化、軽減税率、プレミアム付商品券、キャッシュレス決済のポイント還元などがありました。その中でも最大規模の経済対策と言われたのが増税時から始まったキャッシュレス決済におけるポイント還元です。そして、今もなお、感染が収束に至っていない新型コロナ感染症によるアフターコロナ、ウイズコロナの新しい生活スタイルの指針が政府から発表されております。

民間の調査によれば、新型コロナウイルスによって、約2割の人が支払い方法に変化があったと答えており、その変化で顕著なのが、現金の利用が減った人が73%、すな

わちクレジットカード、電子マネー、QRコード決済などが増えたということです。そして、いつになるか分かりませんが、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても、こうした行動様式、新しい生活スタイルというものはある程度定着するものと考えられます。ネットショッピングなどでキャッシュレス決済していた方はそのまま全てが店舗に戻ることはないと考えられます。

一方では、行政ではキャッシュレス化がほとんど進んでいないのが現状です。一部の事務ではクレジットカード決済、スマートフォン決済ができるようになっていますが、ICTの進展で民間ではキャッシュレス化が進む中、本町では住民の利便性を高めるため、キャッシュレス化を進めていくべきではないかと考えますが、キャッシュレス社会に向けた本町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） キャッシュレス決済の普及促進についてのご質問でございますが、まず私のほうから、キャッシュレス決済の現状など、また公金収納における状況について、ご答弁を申し上げます。

我が国におきましては、本年1月15日、新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認された後、3月下旬以降、感染者が急速に拡大、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されましたが、国や地方自治体、そして国民の一丸となった取組が進められたことにより、新規感染者数が減少し、5月25日には全ての都道府県において宣言を解除するに至ったところであり、7月以降、再び全国的に感染者の増加が見られたものの、人口当たりの感染者数などは先進国中で圧倒的に少なく、抑え込まれているところでございます。

しかしながら、感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、新興国も含めた海外経済全体の減速の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業など、非製造部門にも広く感染拡大に伴う景気下押しの影響が広がり、内閣府より9月8日に発表されました、4－6月期国内総生産改定値では年率換算で28.1%の減と戦後最悪の下落幅となったところでございます。

このような状況の下、感染症拡大防止策を講じつつ、社会経済レベルを段階的に引き上げていく中で、各種の政策効果などにより、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されているところでありますが、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るというわけではないことから、政府においては、骨太の方針

2020危機の克服と新しい未来の向けての中で、新たな日常の実現に向けた環境整備（デジタル・ニューディール）として、行政手続のオンライン化やワンストップ・ワンオンリー化などを、また、ウイズコロナの経済戦略における国内消費の需要喚起においては、キャッシュレス決済のさらなる普及などが示されており、加えて、経済産業省においては平成30年4月に策定されたキャッシュレス・ビジョンで、2025年におけるキャッシュレス決済比率を40%引き上げるものとされているところでございます。

また、大阪府においても新たな成長戦略案の中間報告の中で、住民生活の質の向上を図るため、府内全域でのスマートシティー化が掲げられているところであります。

このような中、公金収納におけるキャッシュレス決済の主な手段としましては、口座引き落としによる納付やクレジットカード納付、インターネットバンキングを活用したペイジー電子納付、スマートフォン決済アプリによる納付がでございます。総務省の調査によれば、令和元年7月時点で、市町村税でのクレジットカード納付を行っている自治体は221団体、ペイジー電子納付が70団体、スマートフォン決済アプリが328団体となっており、特にスマートフォン決済アプリの導入が急速に進んでいるところでありますが、クレジットカード納付とペイジー電子納付につきましては、納付額に応じた手数料が必要となるため、急速な普及には至っていないものと思われま

す。このほか、個人住民税の特別徴収と法人住民税に限られますが、昨年10月から地方税共通納税システムによるインターネットバンキングなどのキャッシュレス決済も利用できるようになりました。

本町におきましても、町税や国民健康保険料、介護保険料などにつきまして、口座引き落としによる納付に加え、本年4月からスマートフォン決済アプリPayBを使った納付ができるようになり、今年度、始まったばかりであることから利用の実績は僅かではありますが、今後、利便性が認識されるにつれまして、利用が拡大していくものと考えているところでございます。

今後におきましても、決済事業者の体制が整い次第、他の決済アプリ等も利用できるよう、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 続きまして、本町事業者の経済活動、観光振興の観点について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町に関連した取組でございますが、富田林商工会が昨年度と今年度に業務の効率化、新規顧客獲得を支援する事業者の向けのキャッシュレスセミナーを開催しております。今年度の応募枠20名に対する参加率は5割であり、まずはその普及、促進を進める段階ではないかと考えます。本町においての支援策の実施については、商工業者の絶対数も限られており、キャッシュレス決済導入による町内経済への普及効果がどの程度見込めるかとの課題があると考えております。

現在、キャッシュレス決済においては、クレジットカードや電子マネーに加え、総務部長よりの答弁にもございましたスマートフォンを活用したキャッシュレス決済サービスなど、新たなフィンテックを活用した場所や時間に捉われず、いずれもどこでも利用できる利便性の高いサービスも登場しております。

また、民間事業者におけるキャッシュレス決済技術の向上は、生産性の向上に結びつくほか、感染症対策に効果を発揮するとともに、その利便性から、現在はコロナ禍により大きく減少している外国人観光客はもとより、国内観光客を呼び込むためのツールともなるものであります。一方で、スマートフォンをはじめとするモバイルやクレジットカードなどを利用する場合においても、キャッシュレス決済をするためのシステム導入、またシステム運用するための業務委託や取扱手数料なども必要となっておりまいます。

いずれにしても、住民皆様の利便性の向上並びに町の活性化に向けた事業者支援など、本町に合ったキャッシュレス決済によるまちづくりについて、課題なども含め、国の動向や近隣自治体の事例などを参考にしながら、調査、研究してまいります。

なお、来年度開催予定の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪万博など、インバウンド需要も見込まれる中、道の駅でのキャッシュレス決済の導入については、運営受託者と協議してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○7番（村井浩二君） ただいま、総務部長、まちづくり推進部長よりご答弁いただき、課題などを含め、国の動向や近隣自治体との事例などを参考にしながら、調査、研究してまいりたいと答弁いただきましたが、まず全ての事務事業において、一度検討していただき、導入可能な事務事業から順次導入していただければと考えますし、特にコロナウイルス感染症の経済対策や6月から運行されていますコミュニティバスの運賃支払いなど、若年層の利用促進策にもなるのではないかと考えます。

しかしながら、全国のニュースでも流れていましたが、数日前より一部の電子マネー決済サービスなどで、不正な預金引き出し問題が発生しております。インターネットでの預金や送金といった業務では、本人確認など、より一層強化されるシステムの安全性が求められているのも事実です。

最後になりましたが、田中町長の1つの特色として、私が認識しております、今、現太子町役場職員の中で、キャッシュレス化、特に交通系ICカードを利用しての通勤されている職員は何名おられて、どういう声があるのか、近鉄電車で通勤してきて、金剛バスでICカードが使えない状況、そういうのは、住民の立場じゃなくて、職員の立場でどう利便性を感じているのか、そういう声も、また全庁を挙げて聞いていただければと思いますし、金剛バスにおいて、交通系ICカードの利用を求める声も私の下に多数届いております。

営業区域内での市町村長とともに協議、検討していただき、金剛バスへ南河内の声としてICカードの利用をできるように町長から要望していただけるようお願いするとともに、田中町長のICT時代での事業手腕を発揮していただけることを求めて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） これにて村井議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第2、議案第43号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第43号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ4億5千667万5千円を追加し、総額を73億4千145万円とするものであります。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、生涯学習施設等整備事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費について予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源として、府支出金、繰入金、町債で予算措置を行うとともに、地域公共交通事業の緑の回廊改修工事において、大阪府より補助金の交付決定を受けたことから、併せて予算措置を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第43号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は明後日25日に再開させていただきます。再開通知は省略させていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会と致します。

本日はご苦労さまでございました。

（午前11時37分 散会）

【第 3 日】

令和2年 第3回太子町議会定例会会議録

令和2年9月25日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

1番	羽山茂男君	7番	村井浩二君
2番	中村直幸君	8番	山田強君
3番	辻本馨君	9番	寺町幸雄君
4番	斧田秀明君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	危機管理課長	村上正規君
副町長	藤原幹君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	堀内孝茂君
総務部長	小角孝彦君	生活環境課長	辻本知也君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	池田貴則君	高齢介護課長	武部勝浩君
秘書課長	東條信也君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	小角孝彦君	教育総務課長	池田貴則君
住民人権課長	吉田雅樹君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第3号

- 日程第1 認定第 1号 平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算常任委員長報告)
- 日程第2 認定第 2号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第3 認定第 3号 平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第4 認定第 4号 平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第5 認定第 5号 平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第6 認定第 6号 平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第7 認定第 7号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第8 議案第29号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第9 議案第30号 南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第10 議案第31号 太子町税条例等中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第11 議案第32号 太子町手数料徴収条例中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第12 議案第33号 太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第13 議案第34号 太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第14 議案第35号 太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の

件（福祉文教常任委員長報告）

- 日程第15 議案第36号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第16 議案第37号 太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第17 議案第38号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第18 議案第39号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）（予算常任委員長報告）
- 日程第19 議案第40号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第20 議案第41号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第21 議案第43号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任委員長報告）
- 日程第22 議員提出議案第3号 太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件
- 日程第23 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第24 意見書案第2号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書
- 日程第25 閉会中の継続審査の申出について（議会運営委員長・広報特別委員長・生涯学習施設建設調査特別委員長）

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各委員会におかれましては精力的にご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(森田忠彦君) それでは、日程第1、認定第1号から日程第21、議案第43号までの以上21件を一括議題といたします。

各議案は、本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について順次報告を願います。

まず、決算常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

[決算常任委員長 辻本 馨君 登壇]

○決算常任委員長(辻本 馨君) 決算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、審議において、総務部関係では、実質単年度収支が2億2千683万6千円の赤字となっている原因を問う質疑があり、歳出については、社会保障費の増大、サービスの多様化による専門職の配置、業務効率化による業務委託、介護給付や後期高齢者医療に対する繰出金の増額など、経常費用の増加や特に平成31年度については退職者の増加や中学校大規模改修事業、国指定史跡二子塚整備事業の普通建設費の増加などが原因である、また歳入においては、普通交付税等は増加しているが、各種交付金が減少していることも原因として上げられる厳しい決算となった、今後も施設の老朽化等は避けられないが、歳出については、事業を精査しながら歳出削減に努めてまいりたいとのことでした。

ふるさと納税における寄附金が減少となった要因に対する質疑があり、一昨年度は本町ふるさと納税における過去最高額であった。これについては高額であり、かつ返礼品としては珍しい健康器具のマッサージチェアがあったことに加え、制度改正を見込んだ

駆け込み需要などが原因として考えられる、しかし昨年6月からの地方税法、ふるさと納税制度改正により返礼品における地場産品の取扱い、事務経費の限度額などが細かく制限され、従前の高額返礼品については地場産品としては認められないものとなったところであり、出品者の開拓などに努め、返礼品数を増やすように努めたが、一昨年度の寄附額を下回る結果となったとのことでした。

また、経常収支比率に関して、今年度は単年度で103.7%であり、100%を超えることが複数年続くようなことがあれば、財政状況として問題があるとは思われるが、民間と異なり、行政なので投資に回せば100%を超えることもあり、数年に1回はその状況になってもおかしいことではないため、単年度だけを見て、財政状況が本当に厳しいと言えるのか、太子町として経常収支比率に対する考えを問う質疑があり、平成31年度の退職者が多いことや必要な事業を実施し、経常収支比率は100%を超える結果となっているが、退職金を除いた場合は100%を下回っている。事業の実施時期を見極めていけば、多額の財政調整基金を取り崩す状況も異なる結果があったとも考えられる、今後は事業を進めていく上で検証を行い、計画的に進めてまいりたいとのことでした。

その他、弁護士委託料の訴訟内容、町税増加の分析、プレミアム付商品券の購入利用について、職員数の妥当性について、三世代同居・近居支援補助金の評価、聖和台地区の農地課税について等の質疑がありました。

健康福祉部関係では、社会福祉協議会に関して本町から総額幾ら支出しているか、福祉センターバスに関わる費用、連携は順調に行われているのか、町と社会福祉協議会との相談窓口の役割分担、高齢者対応において社会福祉協議会が役場まで来てもらえるのかについての質疑があり、社会福祉協議会の支出は補助金と委託料を合わせて7千816万3千899円である、内訳として、府の補助金、交付金が1千269万2千円と10万5千円、国庫補助金として900万円が入ってきているので、差し引くと、一般財源が約5千640万円弱となっている、バスの総額費用については、車両に関わる費用が約42万円、修繕費約6万3千円弱、運転手の委託料約272万円、合計約320万円強を支出しているとのことでした。

社会福祉協議会との連携については、昨年5月1日に地域福祉活動支援に係る連携協定を結び、その活動を見える化するため、業務内容について共通認識を持つ協議の場を設け、協議した内容を文書にまとめた上で両者が確認を行い、各々の理事者へ報告し、

事業に反映している、平成31年度を取組としては、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築を目的に、町会、自治会などで住民が主体的に地域生活での課題を把握し、解決を試みる環境の整備を支援する地域力強化推進事業を開始した、事業の内容は昨年7月31日に万葉ホールで開催した、ご近所福祉でつながる地域の未来みんなが安心して暮らせる地域のヒントをと題した地域の支え合いをテーマとした講演会を皮切りに、モデル地区3地区を選定、6回にわたって地域支え合いマップ作りのワークショップを開催、また育児、介護、障がい、貧困など、複雑化したニーズを的確に捉えるために、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター、高齢介護課、福祉課、子育て支援課、健康増進課、社会福祉協議会などで構成される相談支援包括化推進会議を新たに立ち上げており、世帯で抱えておられる複合的な相談に対して円滑な支援ができるように進めている、また窓口相談に来られた場合、事例等を管理している社会福祉協議会と協議しながら、双方を行き来することがないように協議しながら連携を取っており、高齢者については社会福祉協議会の担当者に役場の窓口に来ていただき、相談内容について高齢介護課と一緒に協議をし、どちらで対応するのかを判断しているとのことでした。

その他、民生委員の欠員状況、児童虐待等の通告件数、敬老祝い金、和光会、金婚式等に関する質疑がありました。

まちづくり推進部関係では、商工会支部助成金、富田林商工会運営助成金の179万円の使用用途を問う質疑及び新型コロナウイルス感染症によりイベントが中止となった場合に返還等が行われるのかについての質疑があり、商工会支部助成金については太子町内にある太子町支部に対する助成、主な用途としては支部主催の夏祭り、会員への活動助成金である、富田林商工会運営助成金については富田林商工会の助成金であり、秋に開催される商工祭などへの助成金として支出しているとのことでした。

返還等の対応については、令和2年度の太子町支部夏祭りが中止となっており、決算の中で処理されることとなる、その他のイベント等についても適切に処理していきたいとのことでした。

また、災害の事前対応として、水利組合では台風接近に伴い、防災意識の下、組合長から池の事前放流の指示もあった、このような地元団体の動きは役場に対してどのような形で上がってくるのか、また農家がジャンボタニシの駆除で費用を要しており、農作物への被害が出る中、農家からの声が届く体制づくりはできているのかを問う質疑があ

り、水害発生の可能性のある場合の初動として、地域整備課において取水口やゲート等で注意しておかなければならない箇所は把握しており、水害が予測される場合、事前に水を切りに行くことやゲートを閉める等のことを行っている、地元水利組合との事前予防に対する連絡体制は確立されていないため、連絡方法等を検討していきたい、また悪天候時の見回り等で用水路に転落するという事故の発生も想定されるため、それらも含めて検討していきたいとのことでした。

また、ジャンボタニシによる農作物被害に関しては、被害が発生しているのは聞き及んでいるため、次回の農業委員会の定例会において、事例についての協議を行い、パトロールについても検討していきたいとのことでした。

その他、町道老朽化に対する事業の進め方、避難所での新型コロナウイルス感染症での取組、交通安全対策特別交付金の活用対象、土地改良材料費の上限について、太井川改修工事の整備範囲、消防団の使用地名義、向少路の土地活用の所轄部署について等の質疑がありました。

教育委員会所管関係では、総合学校支援事業の事業内容、スクールソーシャルワーカーは学校と教育委員会だけではなく、他の関係機関との連携は取れているのかを問う質疑があり、総合学校支援事業の事業目的は、学校だけでは対応が困難な教育的課題等に対する予防的な個別指導の充実とともに、児童生徒を取り巻く環境の改善や自立支援等に向けたきめ細かな取組を行うもので、具体的な内容としては、スクールソーシャルワーカーを各学校に週1回、年45回配置しており、子どもたちの家庭環境の中での虐待に対する早期発見等に対応する活動を行っているとのことでした。

また、他機関との連携において、児童虐待等における富田林子ども家庭センターに直接連絡して対応しているケースもあれば、学校と子ども家庭センターをつなぐ場合や保護者と子ども家庭センターをつなぐなどの連携を取っているとのことでした。

国指定史跡二子塚古墳保存整備事業においては、地域振興や観光振興の拠点として活用したいとのことだが、地域振興、観光振興において補助金が出るのかどうか、また今後の計画について既に決まっていることとこれから決めておきたいことを問う質疑があり、平成31年度については、古墳の適切な保存と価値を伝え、歴史学習の場、観光拠点の1つとして活用できる空間づくりを目的として様々な視点から考える整備内容を検討し、それぞれ利点と課題を抽出した整備基本計画を策定した。令和2年度については、それに基づいての遊歩道のルート、古墳の見せ方など、決めていく基本設計を実施予定

としている。令和3年度には工事発注のための実施設計を行い、早ければ令和4年度から工事を進めたいと考えている、費用面においては一気に行えば単年度の費用がかかるため、財政状況を踏まえ、財政部局とも調整しながら進めていきたい。補助金については、土地の場合、史跡の範囲だけが補助金の対象になっているが、活用整備に関してはガイダンスやトイレ等の活用部分についても対象となり、全体として50%が補助金の対象となっているとのことでした。

学校給食センター維持管理事業において、今まで地産地消として野菜等を給食に活用していたが、現在、地元の食材など、どれくらいの割合で使用されているのか、学校給食米の取扱いについて、コロナ禍での全国学校給食連合会を通じて、学校臨時休業対策補助金の制度を活用した地元の農家、納入業者がいるのかという質疑があり、昨年度の野菜、果物で61品目を使用し、23品目として37%が地場産として扱っている。地場産の定義としては、大阪府内と近隣の奈良県葛城市と香芝市を含めたものを対象としているとのことでした。

お米については、一昨年から大阪南農協と契約し、新米から6か月間については太子町産を含む南河内の米となっており、去年は8か月間使用した。今年に限っては農協での大阪府のお米も手に入るということから、1年間を通し、大阪府内の米を使用していくとのことでした。

学校臨時休業対策補助金については、農作物では対象となる事業者はないが、主食及び牛乳の事業者に対しては、この補助金を基に3月の学校臨時休業に伴う給食中止に関わる契約違約金を支払う予定をしているとのことでした。

その他、コロナ禍でのALTの派遣、全国大会出場の際の補助制度の有無、適応指導教室の移転、聖火リレーの取扱い等についての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、決算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

羽山議員。

〔総務まちづくり常任委員長 羽山茂男君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（羽山茂男君） それでは、総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、山田財産区の基金が減少している中、基金の減少傾向を不安視する声が上がっているかについての質疑があり、山田財産区は山林が多く、台風などの被害により補修工事など、支出が増えている、基金が減少している状況であるが、コロナ感染症の影響で会議等が開かれない状況にあり、現状において特にそのような声は聞いていないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第4号、平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、基金から度重なる繰入れがされている状況であり、山田財産区同様に基金が減少していく中、今後の運用についての考えを問う質疑があり、春日財産区はため池が主な財産で、春日新池に関しては平成12年度に大阪府が改修工事を行っている。当分の間は工事等大きな出費は考えていない。ただし基金からの繰入れを続けていけばいずれ枯渇するが、町の財源を投入することは難しく、今後、財産区の管理会と将来を見据えた協議も必要と考えているとのことでした。

その他、池を埋めることや利用方法を問う質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第5号、平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、聖和台の汚水排水処理施設跡地の利活用、所管部署はどこになるのか、売却した場合の財源の扱いについての質疑があり、昨年度末に今後の利活用について他部署からも提案いただき、協議の場が設けられたが、場所が住宅地の中ということで、その場で出た意見については難しいとの結論になり、現時点において活用方法は決まっていないが、住宅地であるため、売却も視野に入れているとのことでした。

所管部署については、生活環境課所管の行政財産であり、仮に売却した場合の収入は下水道事業の財産ではないため、一般会計の収入になるとのことでした。

その他、有収水量の減少について、下水への接続数、豪雨災害等による危険箇所の有

無、コロナ対策として10か月間上水道の基本料金無料化を実施するに当たり、下水道使用料も同様にする考えはなかったのかについての質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件は、審議において、公費負担となることでメリットがあるのか、供託金が必要となることで被選挙権を奪うことにはならないのか、選挙運動用ビラは何枚作成が可能かについての質疑があり、デメリットは特になく、供託金については国で決定されたことであるので、粛々と対応していくとのことでした。また、選挙運動用ビラの作成可能枚数は1千600枚であるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第30号、南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件は、審議において、緑化率の最低限度を問う質疑があり、建築物の緑化率の最低限度は20%であるとのことでした。

その他、罰則の取扱い、土砂搬入の問題、周辺への注意喚起等の質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第31号、太子町税条例等中改正の件は、審議において、未婚のひとり親世帯にも寡婦控除が適用されることによって、保育料等も変動するか、住民に対して不利になる部分はあるのかを問う質疑があり、税額による保育料の階層部分が下がる場合は保育料が減少となるとのことでした。また、不利になる部分においては、500万円以上の所得がある方については対象外となり、該当する2、3名程度の人については控除を受けることができなくなるとのことでした。

そのほか、低未利用地の基準に関する質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第32号、太子町手数料徴収条例中改正の件は、審議において、町内のマイナンバーカードの保有率についての質疑があり、保有率は令和2年8月31日時点で2千10人、約15%の方が保有しているとのことでした。

そのほか、普及が進まない理由、通知カードの再交付をしなくなることの不利益についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

寺町議員。

〔福祉文教常任委員長 寺町幸雄君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（寺町幸雄君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、平成30年度から広域化に伴う統一保険料率の府内の状況について、また本町の今後の保険料率等に対する考え方を問う質疑があり、平成31年度統一保険料率をそれぞれの市町村の保険料率に採用している市町村は、岸和田市、貝塚市、守口市、泉佐野市、高石市、藤井寺市、島本町、阪南市の8市町村となっており、統一保険料率に公費による激変緩和措置を反映させた標準保険料率を採用している市町村は、泉大津市、柏原市、羽曳野市、交野市、忠岡町、岬町の6市町村となっています。それ以外の本町を含めた29市町村については、独自の保険料率を採用している状況であるとのことでした。

今後の保険料率に対する本町の考え方としては、平成31年度から統一保険料率や標準保険料率に合わせるとなると、町としては保険料を大幅に引き上げることとなり、平成31年度の標準保険料率に合わせることで約6%の保険料の引上げとなること、基金から1千万円繰り入れることで約3%程度まで保険料の上昇を抑制し、令和2年度では約8%の引上げとなること、当初予算で1千300万円の基金繰入れを計上したことで保険料の上昇を約4%まで抑制している、今後も令和6年の保険料率の統一に向けて、急激な保険料の上昇にならないように基金を活用しながら平準化できるように取り組んでいきたいとのことでした。

そのほか、基金の活用方法、被保険者の減少傾向、徴収機構の本町としての関連性、差押えなどについての質疑がありました。

討論において、意見を付けての賛成討論があり、審議の結果、全員異議なく原案どお

り認定することに決しました。

認定第6号、平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、新型コロナウイルス感染症の影響により、医師による認定審査や更新認定の調査が遅れることはないのかを問う質疑があり、2月18日付で厚労省から新型コロナウイルス感染症に関わる要介護認定の臨時的な取扱いが発出され、これを受けて、介護保険施設、病院において、入所者との面会を禁止するなどの措置により、認定調査が困難な場合、認定期間を6か月延長するという対応を取っていた。しかし、4月8日付で再度、厚労省から新型コロナウイルス感染症に関わる臨時的な取扱いその4が発出され、大阪府内の感染状況を鑑み、更新申請の方に限り、新型コロナウイルス感染症防止の観点から対面での認定調査が困難な方については、介護制度をそのまま12か月延長、または通常どおり対面での認定調査を行った上で介護度を決定する更新申請のどちらかを選択する状況になっているとのことでした。

そのほか、一般介護予防事業の実施場所、社協への委託料がどの項目に該当するのかなどについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、大阪府の後期高齢者医療保険料の全国での位置づけを問う質疑があり、全国での位置づけは高い方から順に、東京都、神奈川県、愛知県、兵庫県、大阪府で5番目となっており、1人当たり8万692円であるとのことでした。

また、75歳以上の窓口負担が1割から2割に引き上げることについての考え方を問う質疑があり、国の審議会等において、2割負担への動きがある一方、全国後期高齢者医療広域連合協議会から引上げの動きに対して、現行の1割負担の維持に関する要望書が提出されている動きもある。現在、国においても議論をされている最中であることから、本町としても議論の推移を注視していきたいとのことでした。

討論においては反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件については、審議において、子ども医療費助成の対象拡大によって、町単独の負担が増えることが予測されることについての質疑があり、子ども医療費助成の対象者のうち年齢や所得により、一部の方は大阪府の乳幼児医療費助成の対象となるが、それ以外は町単独の助成事業と

なっている、平成30年4月の福祉医療費助成制度再構築の際に、各医療費助成の制度間で一部自己負担額に差が生じたことから、複数の医療費助成の要件を満たす場合に助成を受けることができる助成制度の優先順位が廃止され、どの医療費助成制度を利用するかは助成対象者の選択によることとなった。これにより大阪府の補助事業である重度障がい者医療費助成を受けられている方が子ども医療費助成に移行し、町単独の医療費助成を受けたとしても、その方の医療費助成は重度障害者医療費助成の対象として補助金が交付されるという制度設計になっていることから、子ども医療の対象の方が精神病棟に入院された場合においても、大阪府の重度障がい者の医療の補助の対象となり、補助金が減ることはないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第34号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件については、審議において、本町のひとり親家庭医療費助成は大阪府の福祉医療費助成制度の補助対象となっているかと問う質疑があり、本町のひとり親医療費助成に町単独部分はなく、全てが大阪府の福祉医療費助成制度対象となっているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第35号、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、本改正は文言の変更のみという認識でよいのかとの質疑があり、文言の変更のみで、延滞金の割合等に変更はないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第37号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第38号、太子町介護保険条例中改正の件については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第40号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第41号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、審議において、新型コロナウイルス感染症の関連で、周辺の自治体でも高齢者向けの支援策が目立ってきている中、本町においての支援策は検討されているのかとの質疑があ

り、保険料の減免特例の規則を設けており、その後、減免制度を実施ということで進めている、保険料の減免の対象は感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月1日より令和3年3月31日までの間に期限を到来したもの、又は到来するものについては減免措置を行う内容となっている、保険料の減免内容については感染症の影響により収入が減少した場合、死亡または重篤な病症を負った場合は免除、事業収入、不動産収入のいずれかの減少額が前年の収入の10分の3以上であり、かつ減少が見込まれる事業収入等に関わる所得以外の前年の合計所得が400万円以下の場合には減額、ただし事業等の廃止や失業に関しては、前年の合計所得にかかわらず10分の10を減額することとしており、現在2件の申請が出ている状況であるとのことでした。

そのほか、高齢者施設への支援についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔予算常任委員長 村井浩二君 登壇〕

○予算常任委員長（村井浩二君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第39号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）については、審議において、子ども医療費助成について年間の費用をどの程度見込んでいるのか、また、町独自で拡充するに当たり、ペナルティーの有無、国保会計に影響が出てくるかについての質疑があり、扶助費を高校生分として年間750万円見込んでおり、補正予算としては1月から3月までの3か月間分である187万5千円を計上している、また地方単独事業で実施している福祉医療費助成事業については、医療給付費国庫負担金の波及分に対して減額調整措置されていることから、子ども医療費助成の拡充についても国保会計に少なからず影響があるものと考えているとのことでした。

観光案内板整備委託費の内容について、既存の案内板が対象となるのか、道の駅にある案内板が現状と異なっていることについての質疑があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町においても来訪者が減少し、地域が疲弊している状況の中、地域の魅力を掘り起こすとともに、2021年の聖徳太子没後1400年を見据え、新型コロナウイルス感染症が収束し、来訪者が増加となった際に、看板の設置によって来訪者がスムーズに移動できるようにすることが目的であり、上ノ太子駅前から、叡福寺周辺部及び和みの広場への誘導、叡福寺から近つ飛鳥博物館への誘導及び太子町と富田林市の行政界部分に設置し、全部で14か所、18枚の看板の設置を行い、看板の内容については、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語の表記を行い、プロポーザルによる業者選定を予定しており、既存の看板の張り直しについても検討しているとのことでした。

また、道の駅にある案内板の表記については、過去に一部修正は行っているものの、経年経過している状態であるため、道の駅の活性化も含めて、調査研究していきたいとのことでした。

大阪版認定農業者支援事業補助金について、大阪版認定農業者の定義及び事業内容についての質疑があり、大阪版認定農業者とは、大阪府認定経営強化型農業者として、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及びこれと同程度の農業経営を実践する農業者、大阪府認定地域貢献型農業者として、自ら生産した農畜産物、又はそれを主に使用して、自ら加工品を製造し、府内へ年間50万円以上出荷、販売する農業者、大阪府認定地域農業営農組織として、構成員が生産した農畜産物、又はそれを主に使用して加工品等を製造し、年間で農業者数掛ける50万円以上を出荷する組織、又は生産過程における基幹的な農作業を30アール以上受託する組織とのことでした。

事業内容については、本町内の大阪府版認定農業者3戸が組織する団体に対して、ブドウの生産に係る自動環境制御機器導入による安定生産のため、事業費の3分の1の補助を行うとのことでした。

会議録作成支援システムとはどのようなものか、これを導入することにより働き方改革との関連性、また、小規模な会議でも利用かとの質疑があり、システムについてはマイク等を通じ、ICレコーダーで録音した音声データをクラウド上のサーバインターネット経由でアップロードし、サーバ上のシステムにより文字データとして変換、そのデータをダウンロードし、専用のソフト等で編集を行うことで議事録作成が行えるというもので、大阪府でも既に導入されているシステムであるとのことでした。

働き方改革との関連については、本町においても、議会をはじめ、各種審議会等の議事録が作成されており、一部が業務委託されているものの、大半は職員が作成している。一般的に議事録作成は会議時間の5倍程度の時間が必要とも言われ、本システムを導入することにより、職員の負担軽減、業務の効率化等を図り、働き方改革につなげていきたい。また、小規模な会議での利用については、大規模、小規模にかかわらず、議事録作成用の音声データは精度が非常に重要なため、ICレコーダーへ直接録音するのではなく、今回、補正予算で計上しているマイク等を使用することで高い精度で文字データへの変換ができるとのことでした。

その他、山田地区のジャンボタニシの対策について、インフルエンザ補助金、給食センターの改修、コロナウイルスによるイベントの中止に代わる計画や住民に対して何かできないのかなどについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第43号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）については、審議において、インフルエンザ予防接種委託料の対象者についての質疑があり、本町における65歳以上の人数は3千880名で、そのうち、当初予算では2千35名分を計上していたが、自己負担分が免除されることによって、予防接種を受けられる方は増加する見込みであることから、補正予算では3千142名分の予防接種費用を計上しているとのことでした。

アスマイル専用歩数計購入費用補助金の対象台数、助成の流れについての質疑があり、予算としては1台2千750円で120台分計上している、流れとしては、歩数計を本人で購入していただき、代金を支払った後、保健センターにて申請手続を行っていただくことで、本人に購入費用が支払われる流れであるとのことでした。

その他、太子町大学生等学業継続支援給付金の内容、対象範囲について、自宅療養等応援パックの内容、放課後児童会職員への給付等の質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、認定第1号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） おはようございます。

認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

安倍首相が経済再生の目玉政策に掲げてきたのがアベノミクスです。しかし、首相在任中の7年8か月、日本経済は上向くどころか低迷を続け、貧困と格差の拡大は深刻になりました。日本経済を決定的に悪化させたのは、2014年4月と2019年10月の2度にわたる消費税の増税です。大企業や大資産家向けの減税などの穴埋めのための増税は、もともと弱かった国民の消費を痛めつけ、中小零細企業を傷つけました。家計の消費支出は増税前に比べ、大幅に減少しました。

消費税増税の悪影響が続く中で、新型コロナの感染拡大が追い打ちをかけ、今年4月から6月期のGDPは年率で前期に比べ3割近い大幅な落ち込みでした。アベノミクスの行き詰まりは、首相が8月28日の辞任表明会見で一言もアベノミクスと言わなかったことから明白です。

9月16日、安倍政治の継承を唯一の旗印とする菅新政権が発足しました。この間の世論調査でも、アベノミクスの転換や森友、加計、桜を見る会の真相解明を求める声が多数ですが、菅首相は、これらの一連の疑惑などについて調査は終わっていると切って捨て、真相究明に背を向けています。しかも、菅首相が国の在り方として繰り返すのは、自助、共助、公助です。しかし、国民がこれだけ自助努力をしているときに、これ以上どうしろと言うのでしょうか。

コロナ禍の中、経済を再生するために何より必要なのは公助であり、暮らしを応援することです。消費税を増税前の5%に戻す減税は急務であり、太子町政には国、府の悪政の防波堤となって、太子町の住民の暮らしを守ることが求められています。

本町において31年度決算では、地域公共交通の実証運行、町立幼稚園での預かり保育の延長、保育園、幼稚園の副食費無償化、小中学校のトイレ改修、妊婦健診の拡充など、子育て支援、住民の暮らしを応援する施策が実施されたことを評価いたします。

しかし、消費税増税は太子町自体にのしかかる負担のみならず、太子町の住民負担増

となりました。国はプレミアム付商品券事業で低所得者国に対して、消費税増税対策を取ったと言いますが、全体で47.5%の人しか商品券を購入せず、低所得者対策にも経済的な効果にもつながったとは思えない結果です。

また、小中学生に、太子町は入学祝い金贈呈事業を新設する一方で、高齢者の皆さんが楽しみにしていた敬老祝い金を100歳以外、全部廃止いたしました。長寿を祝えないのは悲しいことです。コロナ感染症が広がる中では、敬老会の形を変えて、31年度から実施された老人クラブ活動等社会活動促進事業の在り方そのものを問われることにもなっています。

地域公共交通がこの6月から走り出し、多くの住民に喜ばれている一方、福祉センターバスや乗合ワゴン車を従来どおり走らせてほしいという声が依然上がっており、この住民の声に真摯に耳を傾けるべきです。

お出かけ支援、買物支援から始まった予約型乗合ワゴン車による高齢者施策、福祉の後退は許されません。また、4月の町長選を前に駆け込みで購入した、観光まちづくり拠点整備にかかった費用が合計1千924万140円にも膨らんでおり、本当に必要だったのか、このまま空き地で放置し続けていいのかが問われています。この点は、町長が所信表明で述べられた観光行政の在り方を含め、検証するために予算執行を凍結した点を評価し、コロナ禍の中で、今後の太子町の観光行政の在り方をどのように変革するのか、これは期待するものです。

最後に、31年度決算で基金を2億6千万円も取崩した、実質単年度収支が赤字になった、財政が厳しい、厳しいと言いますがけれども、太子町では府下の町村の中でも、3番目に基金を多く持つ自治体です。基金の取崩しは退職金を払い、やるべき事業した結果で、これをもって財政が急激に悪化したわけでもありません。いたずらに住民に不安を与える言動は差し控えていただきたいと思います。また、身を切る改革は、我が身を切る改革であって、世間にひけらかすものではなく、ましてや住民や職員に押しつけるものであってはなりません。

コロナ感染症が広がる中で、住民の暮らしが本当に大変です。高過ぎる国民健康保険料、介護保険料、上下水道料金など公共料金を引き下げ、迅速なコロナ対策、感染症対策のみならず、大規模災害に備えた防災対策の強化など、地方自治体として住民福祉の増進を第一に、安全、安心のまちづくりを進めていただきたいと思います。いつまでも住み続けられるまちづくりを求めまして、反対の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

討論を許します。建石議員。

○10番（建石良明君） 認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額が52億4千995万円、歳出総額が52億246万9千円、実質収支は2千795万2千円の黒字決算となっています。

歳入では、本町の根幹をなす市町村民税、固定資産税が都市計画道路太子西条線の整備後の企業誘致による増収や軽自動車税などの増収により、たばこ税の減収があるものの、町税全体として増収となり、国、府の補助金や地方債、更には基金を有効に活用するなど、財源の確保に努められております。

一方、歳出では、地域共生社会実現と個人や世帯が抱える複合的な課題などへの包括的な支援システムの構築を推し進め、子どもを安心して産み育てることができる取組としては、国の幼児教育・保育の無償化に併せた副食費に対する助成や多胎児の出産を安心して迎えられる環境整備と経済的負担の軽減を図るため、多胎児妊婦の健康診査費用に対する助成制度を拡充、また、近年全国で多発している豪雨や地震などによる災害に備えるため、河川の改修やインフラ長寿命化計画による計画的な維持管理を図り、そして持続可能な地域公共交通の構築に向けた第一歩となる地域公共交通運行計画を策定、加えて、運行開始に向けた施設の整備、さらには学校教育施設の老朽化対策としての中学校の大規模改修工事が実施されるとともに、その他文教施設においても、ユニバーサルデザイン化に向けた取組が着実に行われるなど、限られた財源の中、新たな行政課題、行政需要に対して柔軟に対応され、住民ニーズを踏まえた数多くの施策を実施されたことは一定の評価に値するものと考えます。

今後においても、コロナウイルス感染症対応で先行きが不透明な中、公共施設の老朽化対策、少子高齢化社会の進展に伴う財政需要は確実に見込まれます。次世代に負担を先送りすることのないよう、引き続き堅実な財政運営を心がけ、選択と集中の考えの下、持続可能なまちづくりに努められることを強く要望して、賛成の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第1号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立8名・反対2名]

○議長（森田忠彦君） 起立8名、反対2名。起立多数でございます。よって、認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

平成31年度の国民健康保険特別会計の決算は、歳入で14億8千226万3千円、歳出14億6千928万3千円、実質収支額1千297万9千円の黒字決算になっています。

高過ぎる国保料が住民の暮らしを圧迫し、多くの滞納世帯を生み出して、保険証取上げや差押えなど、悲惨な事態を引き起こしていることは政治の大問題です。新型コロナ感染が広がる中、発熱など、自覚症状があっても病院に来ない、来られない人を多数生んでいます。保険料を滞納している人は窓口負担10割が3割になっても払えない、生活に困窮する人が医療を受ける権利が奪われる事態が起こっています。自助、共助、公助による自己責任の押しつけではなく、政治が責任を果たすべきです。

国保は、年金生活者、失業者、零細経営の自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険です。加入者の所得は低いのに保険料が一番高いという矛盾が深刻化しています。

公的医療保険は国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは制度の趣旨に反します。国庫の負担の増額によって国保料を引き下げ、協会けんぽの保険料の水準まで引き下げる必要があります。

大阪府は保険料率と減免制度を府内で一本化し、市町村が保険料軽減のために独自で実施している補助金をなくす方針を示しており、低所得者が軒並み大幅な国保料値上げとなります。6年間の激変緩和措置を設けてはいますが、大幅な国保料値上げは避けられません。

太子町では、基金1千万円を繰り入れ、保険料抑制に努めました。一定の努力はあり

ますが、住民の負担は増えています。一般会計から繰り入れるなど、保険料の引下げの一層の努力が必要です。国、府に対し、財政支援を強く求め、国保料を大幅に引き下げ、住民の暮らしを守ることを要望いたしまして、意見を付けての賛成討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第2号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、認定第4号、平成31年度太子

町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第5号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、認定第5号、平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第6号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、認定第6号、平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成31年度の後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入で2億158万5千円、歳出で1億9千540万1千円、歳入歳出差引額618万3千円の黒字決算になっています。

後期高齢者医療制度は、高齢者差別の医療制度として創設され、市町村の広域連合と

いう住民から離れた組織によって運営されていることも常に問題になってきました。

75歳以上の窓口負担を原則1割から原則2割に引き上げることが全世代型社会保障検討会議で検討されています。ところが、注目すべきことは後期高齢者医療制度の保険者である広域連合の動きです。全国後期高齢者医療広域連合協議会は、75歳以上の窓口負担の現状維持を求める要望書を厚労省に提出しました。その要望書は、負担増の中止にとどまらず、被保険者の負担を将来にわたって抑えるため、後期高齢者医療制度に対する国庫負担の引上げも要望しています。広域連合の結集が改悪中止と制度の根本的見直しを要求しているところにこの制度の矛盾があります。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度を速やかに撤廃することを強く求めまして、反対の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第7号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立8名、反対2名。起立多数でございます。よって、認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第29号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、太子町税条例等中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第32号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第32号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号、太子町手数料徴収条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第33号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第33号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第34号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第34号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第35号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第36号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第37号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第38号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第39号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第40号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第41号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第43号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）は、原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第22、議員提出議案第3号、太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

建石議員。

○10番（建石良明君） 議員提出議案第3号、太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件。

これを、表記の議案を太子町議会会議規則第14条の規定により、提出いたします。

提出者、太子町議会議員、建石良明。賛成者、寺町幸雄、同じく、斧田秀明。

提案理由は、太子町では人口減少が進み、少子高齢化が顕著になっていく。財政状況も逼迫し、今後、財政調整基金の取崩しを避けて通れない中、太子町政の安定化を図り、住民の福祉向上のため、一層の行財政改革に取り組む必要がある。太子町民の多くの皆様の請願も提出された。私たち太子町議会議員は、行政改革、財政健全化を行政側に求める立場として、議会自ら議員定数を減らすことでその姿勢を見せるべきである。

よって、太子町議会議員の定数を11人から1人減の10人への削減を令和2年10月の任期満了による議会議員選挙から実施することの定数条例改正案を提案いたします。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 議員の定数を1人減らす条例改正を出されました。改めて、議員必携にも載っておりますが、定数の変更、議員の定数は町村議会の根幹に触れる重要事項であるから、その変更は議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すべきものであり、どうしても変更しなければならない場合は議員提案によるべきである、こう書かれております。本当に議員定数は住民福祉の向上にいかに関与すべきものなのか、そのことを考えた上で慎重に扱うべきだと思うのです。

改めて、お尋ねいたします。そもそも議会の役割とは何なののでしょうか。お答え願

ます。

○議長（森田忠彦君） 建石議員。

○10番（建石良明君） 我々議員は、二元代表制による皆さんの選挙によって議会に送られてきております。当然、議会の役割は、議員となった時点、また、なる前から必須の問題として、認識して、議員となっているわけであります。

ひとつ、我々私の大まかな感じとしては、行政全般及び事務事業等のチェック、特に予算編成の執行を監査、調査して、適正に行われているかどうかをチェックする機能であると考えております。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 議員は予算編成にも物も言えますし、本当にこれはおかしいと思って、議員が多数になれば、予算をいま一度見直すことをお願いすることもできるわけなんです。文献に書かれていることで言わせていただきますと、議会の役割とはそもそも住民代表機関としての機能を持つ議会、その機能を持つ議会は多種多様な住民意思を反映する複数の議員から成る合議体であり、議会に求められているのは議論を通じて、多様な住民の意思を反映し、それを統合、調整して、自治体の意思を形成することにあります。

併せて、この後の部分はおっしゃったのかなと思うんですが、それによって、行政執行機関を監視することにもなります。また、個々の議員を通じて、行政に住民の意思を伝え、住民の利益に反するような場合、行政執行機関を批判し、監視していくことも大きな役割であります。釈迦に説法で申し訳ございません。議会の役割とはこういうものだということを、皆さん、文献に書かれているような言葉でなくても、日々感じて、今、この場にいらっしゃることだと思っております。

では、続いてお尋ねします。総務省のホームページに書かれているのですけれども、私たちは18歳になるとみんなの代表を選挙で選ぶことのできる権利が与えられます。これが選挙権。そしてその後ある年齢になると、今度は選挙に出て、みんなの代表になる資格ができます。これが被選挙権。どちらも私たちみんながよりよい社会づくりに参加できるように定められた大切な権利です。こう書かれてあります。

9月1日の立候補予定者説明会の後、町議会議員選挙まで1か月を切った今、これを提出することで、総務省のホームページに書かれているこの国民の大切な権利、被選挙

権を奪うことになるとはお思いになりませんか。

それと、議論が足りない、こういう話が7月7日、議会改革協議会で多くの議員のこの定数削減に対する意見でした。今日、ここに出された定数削減、この条例について議論が尽くされたとお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 建石議員。

○10番（建石良明君） まず、被選挙権の門戸を閉じる云々の話ですが、議員定数に関係なく、男性も女性も議員として、よし、太子町のために頑張ろうという意欲の人があれば、定数には関係なしに出てきていただければいいかと思います。また、このテーマを、つまり議員削減のテーマは議員となった以上、絶えず根幹で考えておく必要があるのではないかと、また、この太子町における議員定数の議論が少ないというふうな文言もありましたけれども、私は、それは議論をする前に、各個人議員が絶えず考えておかなければならないと思っております。

○議長（森田忠彦君） ほかに。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 太子町の町を良くしたい、そう思って選挙に出る方は、そうですね、2人でも3人でも定数がそうであっても出てくることになると思います。町長なんか1人の椅子を争うわけですが、それでも皆さん出るので、それはそうかもしれませんが、この定数削減を9月1日の立候補予定者説明会の後、これ、今日は25日ですね。告示は10月20日です。投票が10月25日です。この時期に出すというのは、本当に出ようかなと迷っていた方の足を止めるものでありますし、それはあまりにも不親切じゃないかということはあるんです。

改めて、もしよろしければ、2012年12月の太子町の太子の広報、たいし議会だよりの最終頁を、また皆さん、お読みいただけたらと思うんですけども、12から11人、1人削減するだけでも議会内でどれだけ議論したか。11回、議会改革協議会が開催されております。その中で、1を削減したというわけなんです。

それに比べると、議員自らが日々考えておくべきやとおっしゃいましたが、申し訳ございません。定数削減は日々考えておりません、私。やっぱり、住民さんにとって、太子町をいかに良くすることが大切か、それで私は議員生活を送らせていただいております。その点は違うかなと思うんですが。

この議員定数が削減されれば、先ほど議論した、議論せんでも、みんな、日々思っ

いることやとおっしゃいましたが、議員定数がもし可決されれば、これだけで済まないんです。太子町議会委員会条例、ここには定数についても書かれておりますので、そういう条例も、今、最終日に、この後、まだ目の前にも現れていない条例を変えなあかんという、こんなに押し迫ったところで条例を1削減する、この条例提案はあまりにも乱暴だということを指摘して、終わらせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 議員提出議案第3号、太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

9月1日の議会初日に、太子町議会議員定数の削減を求める請願が区長さんの名をかたり、森田議長が署名を依頼したかのような文書の存在を指摘されましたけれども、採決に入り、賛成多数で採択されました。

この請願の趣旨は、前段は省きますけれども、人口が減少している折、議会の行政改革ということから、議会は行政改革をしないんですけれども、議会の行政改革ということから、また、新型コロナ対策や生涯学習施設整備事業などで多くの財源が必要とされていること、更には隣の河南町では太子町よりも人口が多いにもかかわらず、太子町よりも1人少ない議員定数に改正されたことから、太子町議会においても議員定数の削減を求めるものです。こう書かれてあります。

請願が採択された時点で、ではこの請願の趣旨に沿って、私たち議員はどう応えるのか、議員一人ひとりに問われることとなります。ただ、この請願の趣旨には、いつまでに、何人削減、これは書かれていない、このことは共通認識にしていきたいと思えます。

そこで、いま一度触れておきたいのは、9月1日より前に開かれた7月7日、議会改革協議会で事前に議会改革協議会で検討する議案を募集された中で、3会派から提出された文書について議論がありました。これも議会だよりを振り返っていただけたらいいかなと思うんですが、この議会だよりにも書きましたが、それぞれの提案は各会派、各

人それぞれに思いがあり、議会議員全体のものにするには議論を深める必要があり、今期で終わりではなく、今後も継続して議論することが確認されましたと、ここで出された、特に定数削減については、私たち日本共産党は、このコロナ危機の中で住民の声を多くすくい取るには増やしてもいいぐらいだという思いもあり、せめて増やさないまでも現状の定数を維持することを主張いたしました。多くの議員の皆さんは定数削減を真っ向からは否定されておりません。真っ向から否定するものではなく、でも議会議員ですから、議論すること、これが確認されて終わったのです。

ですので、採択された請願に応えるために紹介議員となった方々からは、9月1日以降、民意と言われる請願の趣旨に応えるために議会としてどうすべきか、話合いの場を持ってほしいとの提案がそちらからあるものと思っておりましたが、そのような動きは全くなく、9月15日付で、議長に太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件を議案として提出してこられたわけです。これまで太子町では16人から14人へ、14人から12人へ、12人から11人へと3回、定数が削減されてきましたが、何人削減するか、常任委員会などの構成をどうするのか、長いときには1年かけて議論した上で、定数が削減されてきました。そんな過去の経過にも学ばず、9月1日の立候補予定者説明会が終わってから10月20日の告示まで1か月を切ったこの時期に、議員定数という議会人にとっては本当に大切な問題を提出者と賛成者がたった3人で提案されるというのは、太子町議会始まって以来のことです。

また、付け加えるなら、私たち日本共産党の2人の議員は、賛成者に名を連ねることさえお願いもされていないわけです。お願いしても3人だけしか賛成者に名を連ねることができないというのは、それはそうだと思います。皆さん、提案理由を読めば、賛成者として、名を連ねるのを断るのも道理です。改めて、提案理由をご覧ください。3行目、一層の行財政改革に取り組む必要がある。これは一体誰ですか。私たち議員が自ら取り組むこととして、議会改革というのなら分かりますけれども、行財政改革、これは行政が口にする言葉です。ですから、5行目、これは議会人として正しいと思います。私たち太子町議会議員は行政改革、財政健全化を行政側に求める立場として、こう書いてあるとおり、行政改革、行財政改革をするのは文字どおり行政であって、私たち議員は、それが行革に値するのか、そもそもその行革は必要なのか、もっと推し進めるべきなのか、行政のチェック役として、住民福祉の向上に役立つのか、役立たないのかを基準に判断するのが議員本来の仕事ではないでしょうか。そういう意味でも、この提案理

由は、議員としての立ち位置が定まっていなと言わざるを得ません。

一連の議会改革協議会での結論を反故にした点、請願に至るまでの問題点、提案された太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件の不備を指摘させていただき、これらの経緯を踏まえて、提出されている議員定数削減、そもそもの問題点について述べさせていただきます。

拙速な議員定数削減は、憲法に定められている地方議会の位置づけと役割の理念に反します。憲法93条は、地方議会は国会の議院内閣制と異なり、議会と首長がともに選挙によって公選される二元代表制であること、議会と首長はそれぞれ独立し、かつ対等であり、互いに牽制しながらバランスを図り、地方行政の公正な運営を図ることを明記しています。そして、地方議会の役割を議決と立法の機能を持った議事機関であるとしています。

また、議会は合議制であるがゆえに首長によるトップダウンではありません。憲法第94条は、首長は住民の意思の集約を図る執行機関であるが、議会は議案の議決とともに条例の制定を図る立法の機関として首長よりも優位であり、第一義的な住民代表機関と位置づけているのであります。議員定数を検討する際には、この憲法に基づいた議会の位置と役割がふさわしく発揮されているか、これからされるかどうか、この基準で判断されなければなりません。

次に、議会の役割とはそもそも何かということです。言うまでもなく、再度、言わせていただきます。住民代表機関としての機能を持つ議会は、多種多様な住民意思を反映する複数の議員から成る合議体であり、議会に求められているのは、議論を通じて多様な住民の意思を反映し、それを統合、調整して、自治体の意思を形成することにあります。併せて、それによって行政執行機関を監視することにもなります。また、個々の議員を通じて行政に住民の意思を伝え、住民の利益に反するような場合、行政執行機関を批判し、監視していくことも大きな役割です。

このように重要な役割を担う議会の議員定数を削減することは、憲法と地方自治法によって保障された民主主義制度を揺るがす問題であると同時に、この制度によって期待されている多種多様な住民の皆さんの意思を反映し、統合、調整して、自治体の政策、意思を形成する上で欠陥が生じることに通ずるものであります。

これら議会議員の役割をわきまえず、議会改革などと称して、定数削減を叫ぶことはあまりにも暴論としか言いようがありません。

太子町における議会費です。平成31年度決算で9千430万8千458円、一般会計歳入総額52億246万9千円の約1.8%、議員報酬はその中でも4千220万7千742円で、議員1人当たりになりますと383万7千67円です。議員定数を1人削減したとしても節減効果はないことはありませんけれども、僅かなものです。住民代表機関として、機能の発揮、議会議員の役割を果たす立場から、行政の無駄遣いを含め、議員の数で節減する方向ではなく、経費の節減を提案し、検討すべきであります。しかも、定数削減を主張し、議会経費の削減のために、身を削る覚悟などとしながら、自らの議員報酬カットには言及をしておりません。年間383万7千67円を削減効果額だとするならば、定数だけではなく、報酬で考える方法もあったわけです。

また、地方分権の時代に議員定数を削減することが本当に住民の皆さんのためになるのでしょうか。

地方分権の一定の前進によって、自治体の仕事のほとんどが一部の法定受託事務除き、原則として自治事務、すなわち自治体自らの権限で行う事務とされ、地方議会の権限の強化が図られています。住民の暮らしと権利を守るためにも、行政執行機関へのチェック機能を強化するためにも、議員、議会の役割はますます重要となっています。

少し古い文献ですがけれども、2006年2月の全国市議会議長会都市行政問題研究会の調査研究報告書では、分権時代における市議会、市議会議長会ですから、市議会の役割について議会の執行機関に対する監視の役割が一層重くなり、議会の構成も都市全体を見渡すことができる議員で多く構成されるようになることが求められること、執行部に負けないほどの政策論争を重ねることが必要であり、監視、政策立案機能の向上を果たす上においても相当の議員数は必要であると述べられています。また、同研究会総会における分権時代の市議会のあり方と題した講演では、地域の民主主義を代表する議員の定数が減り、代表率が低下している。これで本当に多様な意見を調整していくことが可能かという危機感がある。議員定数が削減されていく中で、一体、少数者の意見は誰が代表するのだろうかと言われています。このように、分権時代において議会に求められているのは、議員定数の削減ではなく、むしろ逆に、より多様化した住民意思とニーズに対応できるだけの議員の数であり、議員、議会の質的向上とともに、住民のために働くことこそが求められているのではないのでしょうか。

確かに住民の皆さんの中に、議員が多過ぎる、この声があるとすれば、議員、太子町議会の質が問われている問題であり、加えて議員に対する不信感が住民の皆さんの中に

あるからです。住民の皆さんの中には、税金で給料をもらって、どんな仕事をしているのか分からない、住民サービスを切り捨て、国民健康保険料を上げるだけが議員の仕事か、河南町でも千早赤阪村でも議長も除く全議員が一般質問に立つというのに、太子町のように一般質問もしない議員が本当に必要なのか、このような厳しい声は届けられています。今、必要なのは、単純な議員定数の削減ではなく、このような議員に対する住民の皆さんの不信感を取り除くための議会改革であり、議会の質的な向上であります。

私たち日本共産党太子町会議員団は、今までも議会改革協議会に対して、議会改革の申入れを積極的に行ってまいりました。議会を身近に感じてもらうために、私たちが出しているビラ、太子民報を議会ごとに全戸にお配りしておりますし、議会終了ごとに議会報告、懇談会を開いています。なかなか、ここに来てくださいと呼びかけても、外に出にくい方もいらっしゃいます。そんな住民の方の声も聞かせてもらいたいと、住民アンケート、これも全戸に配って、独自で取り組ませてもらっています。それでも、全ての人に届いているかと言われたら、まだまだです。議会の質的な向上は絶えず必要だと肝に銘じております。

最後に、急速な景気悪化、格差と貧困の拡大など、深刻な暮らしや雇用破壊が進み、住民の多様な意見、町政への切実な要望も山積みしている中で、また今日のコロナウイルス感染症がまだ収束しない中だからこそ、地方自治の本旨にのっとり、住民の暮らしや福祉を守るために、議会が今こそその役割を発揮する必要があるのではないのでしょうか。そのためにも、議員定数を削減することは、住民に最も身近な議会とのパイプを細くするものでしかないことを改めて、ここにおられる方全員に考えていただきますようお願いをいたしまして、反対の討論を終わります。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

斧田議員。

○4番（斧田秀明君） 議員提出議案第3号、太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件について、賛成の立場で討論させていただきます。

議員定数削減は民意が反映しなくなるとの声もありますが、議員一人ひとりが今以上に住民の皆様のご意見を受け止める努力をすることで、1人の定数減のカバーは十分にできるのではないかと考えております。本議会の初日に採択されました請願第3号、太子町議会議員定数の削減を求める請願は、区長会会長をはじめ、全区長、多数の町会長や住民の皆様のご切なる要望として申し出されたものです。そして、正式に採択さ

れました。請願が採択された今、議員定数について議会自らが身を切り、改革をしていく姿勢を示すこと、それこそが住民の皆様からの信頼に応えるものであると考えております。

また、近隣の状況について、河南町では既に2人の議員削減が議員提案により議決され、現在選挙中です。

以上のことから、議員提出議案第3号、太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件について、私の賛成討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第3号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立8名、反対2名。よって、賛成多数でございます。

議員提出議案第3号、太子町議会議員の定数を定める条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第23、意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

辻本議員。

○3番（辻本 馨君） 意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、原案の朗読をもって提案理由とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがなくなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策などの喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方税、地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等において対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月25日。

大阪府南河内郡太子町議会。

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則39条第2項の規定により、委員会付託並びに提出者の説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、委員会付託

並びに提出者の説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第1号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財政の確保を求める意見書は、原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第24、意見書案第2号、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書、これを議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

辻本議員。

○3番（辻本 馨君） 意見書案第2号、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書について、原案の朗読をもって、提案理由とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

近年の気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、着実な治水事業の推進に加えて、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（国、都道府県、市町村、企業、住民等）が流域全体で行う治水、いわゆる流域治水へと転換を図り、施策や手段を適切に組み合わせて、充実、加速化し、治水安全度を向上させていくことが必要である。

今年1月頃より発生した新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言は解除になったものの、安全な収束には至っておらず、必要な対策を進めているところであるが、一方

で、九州地方を中心とした令和2年7月豪雨による災害が発生するなど、自然災害は待つてはくれない。このような中、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策をはじめとした国費を活用し、人命を守ることを最優先に、逃げる、しのぐ、防ぐ施策を効率的に組み合わせた防災・減災対策にあつては、今後も継続的な取組が求められているところ。よつて、国におかれては、地方公共団体が取り組む防災・減災の取組を充実、強化していくための必要となる予算、財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後の予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月25日。

大阪府南河内郡太子町議会。

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

意見書案第2号は、会議規則39条第2項の規定により、委員会付託並びに提出者の説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よつて、意見書案第2号は、委員会付託並びに提出者の説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第2号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書は、原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第25、閉会中の継続審査の申出について、これを議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長及び生涯学習施設建設調査特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る1日に開会して以来、本日まで25日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議または委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう、要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和2年第3回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時43分 閉会）

○議長（森田忠彦君） このたび、太子町議会第16期の任期満了をもって、議席番号1番、羽山議員と議席番号5番、阪口議員が勇退されるとのことです。一言ずつ、挨拶をお願いいたします。

羽山議員。

○1番（羽山茂男君） このたび、私、羽山茂男は、住民の皆様から長きにわたって、4期16年間の間、付託をいただきまして、議員生活をさせていただくことになっておりましたが、このたび勇退させていただくことになりました。これまで議員の皆様並びに理事者の皆様方及び職員の皆様方には大変お世話をおかけいたしました。大変ありがとうございました。

これよりは一住民として生活をしていくわけではございますが、これからもご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、高いところからではございますが、勇退のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 続いて、阪口議員、お願いします。

○5番（阪口 寛君） このような挨拶の場を設けていただきまして、ありがとうございます。議会の皆さん、諸先輩の議員の皆さん、役場職員、理事者の皆さん、住民の皆さんに支えられて、20年間の議員活動を行うことができました。改めて感謝申し上げます。

私が初当選した20年前は、平成の大合併が太子町を含めた4市町村でも問題になっていた時期です。また、介護保険制度が始まった年でもあります。私の初めての一般質問は、思い起こせば合併問題でした。また、この間何度も介護保険の問題点、改善を求める質問もさせていただきました。年4回、20年間で80回の一般質問をさせていただきましたが、これらは住民の皆さんのご要望であり、他市町村のよい取組の紹介なども提案させていただきました。理事者の皆さんには耳の痛いもの、納得しがたいものもあったかもしれませんが、安心して暮らせる太子町を思って、質問させていただきました。私たちの提案はなかなか取り上げられないものもありましたが、中学校給食をはじめ、地域公共交通の充実は住民の皆さんと行政の努力で実現されています。今後もよりよいものになることを願っています。

議員は辞しましたが、今後は一住民として、住民の皆さんが安心して暮らせ、いつまでも住み続けられる太子町のまちづくりにご協力させていただきます。議会の皆さん、町長はじめ職員の皆さん、長い間お世話になり、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 羽山議員並びに阪口議員におかれましては、長年にわたり、太子町議会議員として町政の牽制役、福祉政策の向上など、住民の方々のために互いにご尽力をいただき、太子町議会議員一同、大いに大変感謝しております。両名におかれましては、第一線を引かれることとなりますが、今後のご健康、ますますのご活躍をお祈りいたします。ありがとうございました。

閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和2年第3回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る1日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして原案どおり認定、議決並びに同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、本来ならば、来月以降に住民皆様をはじめ、多くの方々に参加をしていただいて開催される予定でありました竹内街道灯路祭りや文化祭をはじめとする、本町のシティセールスや活性化において欠かすことのできない様々なイベントが新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむを得ず中止、また、縮小せざるを得ないこととなりました。新型コロナウイルス感染症につきましては、7月以降、再び全国的に感染者数が増加し、太子町内でも感染者が確認され、いまだ予断を許さない状況が続いております。このような中、感染拡大の防止策を講じながら、同時に停滞している社会経済活動や日常生活を再開、回復させていくという、極めて難しい局面を迎えておりますが、太子町におきましても、感染拡大を防止するため、また、感染拡大により影響を受けている方々を支援するため、本定例会におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る太子町支援パッケージ（NEW）を実施するための予算についてご議決をいただいたところであります。今後とも、感染拡大の状況などを注視しながら、新しい生活様式の定着に向けた環境整備などの対策、対応を進め、住民の皆様とともに、この国難ともいべき難しい局面を乗り越えていく所存でございますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、（仮称）生涯学習施設の建設につきましては、本町にとって極めて大規模な事業であることから、町長として責任を持って事業を進めるに当たり、改めて職員との情報共有を図るとともに、財政面、また、庁舎に付随する施設、災害に備える施設としての機能や多角的な活用などについて、課題の整理、検証を行い、本定例会へ事業費について補正予算案を追加提案させていただき、ご議決をいただいたところであります。今後は、いよいよ本格的な事業に着手することとなりますことから、工事期間中など、何かとご不便をおかけすることと存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、来月27日には議会の4年の任期を迎えます。先ほどご挨拶いただきましたが、羽山議員、阪口議員におかれましては、今期限りでご勇退されるということです。長年におわり、町政の発展と住民福祉の向上にご貢献いただきましたことを改めて敬意と感謝を申し上げます。今後も、立場は変わるかもしれませんが、引き続き太子町の未来のため、ご助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、議員皆さんにおかれましても、残りまだ約1か月ございますが、本任期中の町政へのご功績に感謝を申し上げます。そして、選挙に立候補される方には再びご当選の栄を得られますようお祈りいたします。

最後に、皆様におかれましては、今後ますますご多忙を極める時期になりますが、体調管理に気を使う季節でもあります。お体には十分留意され、町政発展のため、さらにご尽力賜りますようお願いを申し上げますとともに、太子町の住民の方々が新型コロナウイルスに感染することなく、健康に生活できますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶をさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 本日はどうも御苦勞さまでございました。これにて閉会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 森 田 忠 彦

太子町議会議員 羽 山 茂 男

太子町議会議員 中 村 直 幸